

史跡永原御殿跡
整備基本計画書

令和4年3月

滋賀県野洲市教育委員会

序 文

国指定史跡「永原御殿跡」は、江戸時代初め、徳川家康・秀忠・家光の三代の将軍が上洛時の専用宿館として築城した城郭です。当時の堀や土塁は、現在でもその痕跡をよく観察することができ、平成 29 年度から実施している発掘調査においても、「古御殿」、「御亭」、「南之御門」などの建物跡をはじめ、礎石や石垣などを発見しています。これらの成果は、大工頭中井家に残された建築図面である「指図」とも合致しており、現地には良好な状態で遺跡が残されています。

「永原御殿跡」は、江戸時代初めの政治史を語る上で欠かすことのできない遺跡として、令和 2 年 3 月に国の史跡指定を受けました。

野洲市では、当史跡の保存整備に向けて取り組み、令和 3 年 3 月に「保存活用計画書」を策定するとともに、発掘などの調査、地元団体と協働で行う活用事業、史跡地の追加指定と公有化の事業を併行して進めてきました。

本計画書は、保存活用計画書に示された永原御殿跡の保存・活用・整備における諸課題を解決し、遺跡のもつ本質的価値を恒久的に保存・継承していくために適切な保存管理と公開活用、史跡の価値を的確にわかりやすく表した整備を計画的・継続的に行うことを目的にまとめたものです。本計画書により、永原御殿跡の価値や魅力を伝え、まちづくりに活かしてまいります。

最後になりましたが、当事業を進めるにあたりご指導を賜りました野洲市永原御殿跡調査整備委員会の委員及びオブザーバーの方々、事業へのご理解・ご協力を賜りました地権者の皆さま、祇王学区自治連合会並びに妓王まちづくり推進協議会、江部自治会の方々に厚くお礼を申し上げます。

令和 4 年（2022）3 月

滋賀県野洲市教育委員会
教育長 西村 健

例 言

1. 本書は「史跡永原御殿跡及び伊庭御殿跡」のうち、滋賀県野洲市永原に所在する永原御殿跡の整備基本計画書（以下、例言では「本計画書」という。）です。
2. 本計画書は、令和3年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業）の交付を受けて、野洲市教育委員会が策定しました。
3. 本計画書の策定に当たっては、「野洲市永原御殿跡調査整備委員会」を設置し（令和3年4月1日野洲市附属機関設置条例）、調査整備委員と文化庁文化資源活用課、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課の指導・助言を得ました。
4. 本計画書は、『野洲市永原御殿跡総合調査報告書』（滋賀県野洲市教育委員会2019年）、『史跡永原御殿跡保存活用計画』（滋賀県野洲市教育委員会2021年）を元に、業務の一部を株式会社空間創研に委託し、野洲市教育委員会が作成しました。
5. 本計画書で使用した写真・挿図は、野洲市教育委員会文化財保護課で作成・調整したものを中心に、一部業者委託による成果物を利用しました。
6. 本計画書に掲載した資料は、野洲市教育委員会にて保管しています。

表紙写真 上；西側の上空から見た永原御殿跡

下；永原御殿復元模型（野洲市歴史民俗博物館常設展示）の南方向からの側面観

史跡永原御殿跡整備基本計画書 目次

| | | |
|----------|-------------------|-----------|
| 1 | 計画策定の経緯と目的 | 1 |
| 1-1 | 計画策定の経緯 | 1 |
| 1-2 | 計画の目的 | 1 |
| 1-3 | 計画の対象範囲と期間 | 1 |
| 1-4 | 委員会の設置 | 3 |
| 1-5 | 関連計画との関係 | 5 |
| 1-6 | 史跡整備に対する住民意向など | 12 |
| 2 | 永原御殿跡周辺の現状 | 13 |
| 2-1 | 自然的環境 | 13 |
| 2-2 | 歴史的環境 | 15 |
| 2-3 | 社会的環境 | 18 |
| 3 | 史跡地の概要及び現状 | 22 |
| 3-1 | 指定に至る経緯 | 22 |
| 3-2 | 指定の状況 | 23 |
| 3-3 | 土地所有の状況 | 27 |
| 3-4 | 既往の調査成果 | 28 |
| 3-5 | 本質的価値と構成要素 | 32 |
| 3-6 | 史跡地の状況 | 38 |
| 4 | 現状と課題 | 46 |
| 4-1 | 保存管理の現状と課題 | 46 |
| 4-2 | 活用の現状と課題 | 48 |
| 4-3 | 整備の現状と課題 | 52 |
| 4-4 | 管理・運営体制の現状と課題 | 54 |
| 5 | 整備の基本的考え方 | 55 |
| 5-1 | 保存活用計画における考え方 | 55 |
| 5-2 | 整備の基本理念と基本方針 | 56 |
| 6 | 整備基本計画 | 57 |
| 6-1 | 全体計画及び地区区分計画 | 57 |
| 6-2 | 遺構保存に関する計画 | 61 |
| 6-3 | 動線計画 | 61 |
| 6-4 | 遺構の表現に関する計画 | 64 |
| 6-5 | 修景及び植栽に関する計画 | 67 |
| 6-6 | 案内・解説施設に関する計画 | 68 |
| 6-7 | 管理施設及び便益施設に関する計画 | 70 |

| | | |
|------|-------------------------------------|-----------|
| 6-8 | 公開・活用のための施設に関する計画..... | 71 |
| 6-9 | 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画..... | 72 |
| 6-10 | 整備事業に必要となる調査に関する計画..... | 73 |
| 6-11 | 公開・活用に関する計画..... | 75 |
| 6-12 | 管理・運営に関する計画..... | 76 |
| 6-13 | 事業計画..... | 77 |
| | イメージスケッチ..... | 79 |

1 計画策定の経緯と目的

1-1 計画策定の経緯

滋賀県野洲市永原に所在する国指定史跡永原御殿跡（指定名称は「永原御殿跡及び伊庭御殿跡」）は、徳川將軍家が江戸時代初期に上洛する際、専用宿館とした御殿跡である。將軍の上洛が途絶えた後は有力旗本が領主となり、永原村や同村の御殿守によって管理された。明治以降土塁や堀の一部は削られ、埋め立てられて田畑や宅地となったものの、現在まで地割や土塁、堀跡等が良好な状態で残されている。

しかし、本丸はうっそうとした竹林となり、平成17年から荒廃を危惧する地元祇王学区自治連合会等から保存整備の要望が挙げられた。これを受けて野洲市では、地権者や地域の全面的な協力を得た上で国の史跡指定を目指し、遺跡の保存整備に取り組むことを決した。

野洲市では平成29・30年度に総合調査を実施し、令和元年度に遺跡の本質的価値を明らかにした『永原御殿跡総合調査報告書』を作成した。同年7月には文部科学大臣に国史跡の指定について意見具申書を提出し、令和2年3月10日付けで本丸と二の丸の約32,000㎡が国の史跡に指定された。また令和2年度にも地権者の同意が得られた約1,850㎡について追加指定を受けた。

野洲市では、史跡永原御殿跡の適切な保存管理を図るため、「史跡永原御殿跡保存活用計画」（以下、保存活用計画）を令和2年度に策定しており、令和3年度には、保存活用計画を踏まえ、史跡永原御殿跡の保存・活用のための整備に関する基本的な考え方を示す「史跡永原御殿跡整備基本計画書」（以下、本計画）を策定することとなった。

1-2 計画の目的

史跡永原御殿跡整備基本計画書は、保存活用計画を踏まえ、史跡永原御殿跡に関する適切な保存と活用方法を示し、後世に伝えていくための基本計画を作成することを目的とする。

1-3 計画の対象範囲と期間

本計画の対象範囲は、これまでに指定を受けた本丸・二の丸の範囲とする。今後保護を必要とする範囲である三の丸等については、史跡の追加指定を図りながら、本計画の内容に依拠しつつ、三の丸を含めた整備基本計画の改訂を図るものとする。

本計画の期間として、短期（概ね6年）及び中期（概ね5年～10年）を想定する。ただし、計画期間中においても、保存・活用の状況、公有地化・追加指定、上位計画・関連計画の改訂及び新規策定、社会情勢の変化等に応じて、変更や見直しを行う。

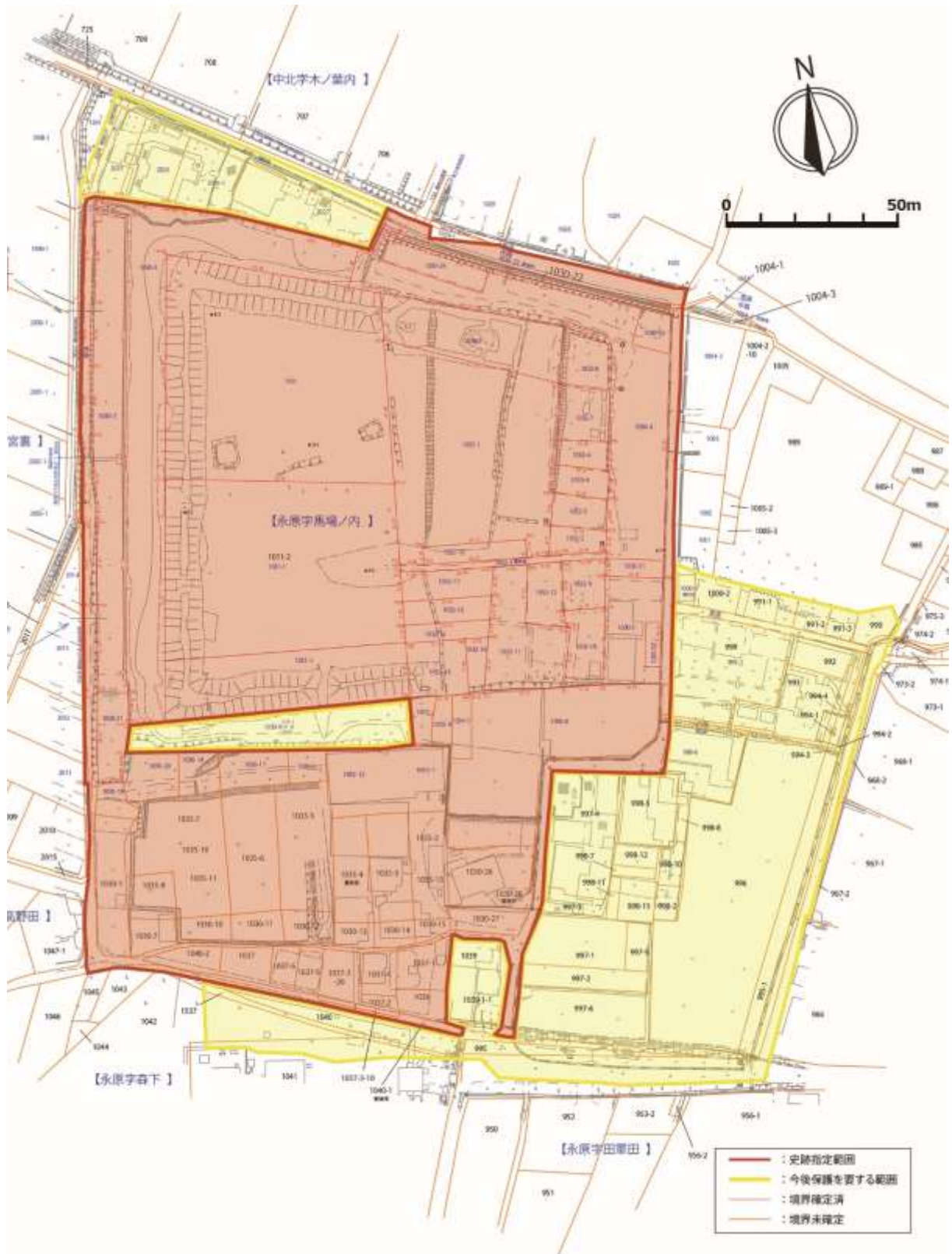


図 1.1 計画の対象範囲

1-4 委員会の設置

(1) 委員会の構成

本計画を策定するにあたり、「野洲市永原御殿跡調査整備委員会」（以下、整備委員会）を設置し、そこでの議論・意見を踏まえながら、整備基本計画の策定を行った。

整備委員会は、建築史学、考古学、歴史学の各専門家に地元代表を加えた計8名で構成し、文化庁や滋賀県にはオブザーバーとして参加いただいた。整備委員会の委員名簿を以下に示す。

表 1.1 野洲市永原御殿跡調査整備委員会 委員名簿

| 区分 | 氏名 | 所属 |
|--------|---------------------|--|
| 委員長 | やまぎし つねと 山岸 常人 | 京都大学 名誉教授 建築史学 |
| 副委員長 | おおはし のぶや 大橋 信弥 | 元滋賀県立安土城考古博物館次長 兼 学芸課長 考古学 |
| 委員 | ひがしたに さとし 東谷 智 | 甲南大学文学部歴史文化学科 教授 近世史学 |
| 委員 | まえかわ あゆみ 前川 歩 | 独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター 主任研究員 遺跡修景・建築史学 |
| 委員 | みなみ たかあき 南 尊融 | 野洲市文化財保護審議会委員 歴史学 |
| 委員 | やまし かずお 山路 和央 | 江部自治会 会長 |
| 委員 | いわた ちづこ 岩田 千鶴子 | 妓王まちづくり推進協議会 会長 |
| 委員 | かがつめ なおお 加賀爪 七夫 | 祇王学区自治連合会 会長 |
| オブザーバー | いわい こうすけ 岩井 浩介 | 文化庁 文化資源活用課 整備部門（記念物） 文化財調査官 |
| オブザーバー | たいなか ようすけ 田井中 洋介 | 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 課長補佐 兼 埋蔵文化財係 係長 |
| オブザーバー | うえがき ゆきのり 上垣 幸徳 | 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 記念物係 主幹 |
| オブザーバー | おおさき やすふみ 大崎 康文 | 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 記念物係 副主幹 |

(敬称略)

○事務局（令和3年度）

| | | |
|---------------|------------|---------------------------|
| 野洲市教育委員会 | 教育長 | 西村 健 |
| 野洲市教育委員会事務局 | 教育部長 | 吉川武克 |
| | 教育部文化財担当次長 | 進藤 武 |
| | 文化財保護課長 | 角 建一（令和3年9月12日まで） 進藤 武 |
| | | （令和3年9月13日から文化財担当次長と兼務） |
| | 課長補佐 | 河合順之 福永清治 |
| | 主幹 | 杉本源造 |
| | 技師 | 芦塚晶太 |
| | 技師 | 渡邊貴洋 |
| (庁内オブザーバー) | | |
| 野洲市政策調整部企画調整課 | 課長 | 小池秀明 |
| 野洲市環境経済部商工観光課 | 課長 | 行俊 勉 |

(2) 委員会の開催経過

表 1.2 委員会の開催経過

| 回数 | 開催日 | 検討内容 |
|-----|---------------|---|
| 第1回 | 令和3年5月17日(月) | (1) 史跡永原御殿跡整備基本計画について (2) 令和3年度の事業計画(案)について (3) その他 |
| 第2回 | 令和3年8月23日(月) | (1) 史跡永原御殿跡整備基本計画について (2) 令和3年度事業の経過報告 (3) その他 |
| 第3回 | 令和3年12月13日(月) | (1) 史跡永原御殿跡整備基本計画について (2) 令和3年度事業の経過報告 (3) その他 |
| 第4回 | 令和4年2月22日(火) | (1) 本丸「東之御門」発掘調査(現地指導) (2) 史跡永原御殿跡整備基本計画 (3) 令和3年度事業の経過報告 (4) 令和4年度事業の計画案 (5) その他 |

1-5 関連計画との関係

野洲市では、野洲市まちづくり基本条例や第2次野洲市総合計画を基本に野洲市教育大綱、野洲市教育振興基本計画、野洲市生涯学習振興計画（第2期）を策定し、文化財の保護と活用、歴史と文化の継承、永原御殿跡の保存整備と活用を位置付け、野洲市都市計画マスタープラン（改訂版）、野洲市景観計画、野洲市観光振興指針においても歴史文化遺産の保全・活用を明記している。

また、文化財保護法に基づく滋賀県文化財保存活用大綱との整合も図っている。野洲市では今後野洲市文化財保存活用地域計画の策定を予定している（令和5年度からの予定）。その計画の中で大岩山出土銅鐸、大岩山古墳群、西河原遺跡群、御上神社、大笹原神社、兵主神社等とともに永原御殿跡を本市の歴史文化遺産の拠点のひとつとして位置づける予定である。

（1）野洲市まちづくり基本条例（令和2年3月改正）

野洲市の最高規範とする野洲市まちづくり基本条例では、その前文において「野洲市の悠久の歴史を知り、暮らしやすく生きがいの持てる社会を未来へ引き継いでいく」ことをまちづくりの基本的理念に掲げている。

（2）第2次野洲市総合計画（令和3年4月）

野洲市まちづくり基本条例の理念を踏まえ、野洲市の最上位計画として、分野別の計画等、野洲市が策定する他の計画の指針となる計画である。基本構想の計画期間を10年（令和3年度～令和12年度）としている。

○めざす将来都市像

『多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち』

笑顔あふれる にじいろ都市 やす

○まちづくりの基本方針

（1）基本姿勢

- ①協働のまちづくり：各主体とまちづくりの目標や課題を共有しながら、「協働」によるまちづくりを進める
- ②SDGsの実現：SDGsとのつながりを意識しながらまちづくりを進める

（2）分野ごとの基本方針

<産業・観光・歴史文化>

- 豊かな自然や歴史等の地域資源を生かした、野洲市ならではの体験や学びの情報発信や、ニーズに対応する新たな観光資源の掘り起こしを進め、多くの人々が訪れ、楽しめるまちをめざす
- 地域資源を生かした地域ブランドの創出や、商工業・農業・観光・歴史文化等分野を超えた交流や連携を進め、多様な人々の関わりが生まれるまちをめざす

○基本計画：施策 3 - 4 歴史文化遺産の保全・活用

<めざす姿>

地域の歴史文化遺産の魅力が地域で共有され、協働して保存・活用・整備に取り組む

<取組方針と主な取組>

| 取組方針 | 主な取組 |
|---|---|
| <p>①歴史文化遺産の保護・継承</p> <p>指定文化財や史跡の保存・修理に努めるほか、民俗資料や、郷土の歴史・伝統行事について、その調査や保存・継承に関する取組を支援する</p> <p>※関連する主な市の計画：教育振興基本計画</p> | <p>指定文化財や史跡の保存・修理、地域に伝わる歴史・民俗資料の収集・保存、地域における調査依頼等への対応、後継者育成支援</p> |
| <p>②歴史文化遺産の魅力の発信</p> <p>文化財や歴史遺産について、市民が価値を認識し、関心・理解を深められるよう体験学習等を行うとともに、インターネット等を活用し、市外にも広く魅力や情報の発信を行う</p> <p>※関連する主な市の計画：教育振興基本計画</p> | <p>歴史民俗博物館における企画展や体験学習の実施、インターネットや SNS 等を活用した情報発信</p> |
| <p>③他分野との連携による歴史的遺産の活用促進</p> <p>観光・教育・地域づくり等、他分野との連携により、歴史文化遺産を地域資源として活用できるよう、方法を検討し、展開する</p> <p>※関連する主な市の計画：教育振興基本計画</p> | <p>史跡永原御殿跡の保存・活用・整備、歴史ツーリズム等観光分野との連携促進</p> |

(3) 野洲市都市計画マスタープラン（平成 25 年 4 月）

野洲市都市計画マスタープランは、市町村レベルの具体的な都市計画に対して基本的な方向性を示す役割を担う計画である。

○将来都市像

『活力ある都市と豊かな自然が調和したにぎわいとやすらぎのあるまち』

○都市づくりの基本目標

- ①多様な主体による協働の都市づくり
- ②誰もが暮らしやすい都市づくり
- ③魅力・活力ある都市づくり

○都市づくりの方針（4. 自然環境保全及び都市環境形成の方針）

<自然環境保全及び都市環境形成の基本目標>

- わが国そして滋賀県を代表する貴重な自然環境の継承をめざす
- 自然環境との調和に配慮した快適な生活環境の創出をめざす
- 多様な人々が憩い、楽しめる公園・緑地の配置をめざす

(1) 自然環境保全の方針

- 野洲市民が伝統的・歴史的に受け継いできた貴重な自然環境資源を次世代に引き継ぎ、都市部と農村部の市民が共に享受できるよう、適切な開発等の指導・誘導により、自然環境の保全に努めます。また、市民との協働により、郊外部に広がる田園や貴重な自然環境、歴史・文化的遺産等の地域資源を展示物に見立て、市域全体を屋根のない博物館としたエコ・ミュージアムの考えに基づく地域づくりと都市住民との交流促進を図ります。

- 古くからランドマーク、憩いの場等として地域に親しまれている寺院・神社の境内地や比較的まとまりがある民有地の樹林地等については、歴史・文化的資源の保護・保存と併せて、地域住民の力による適切な維持・管理により周辺環境と調和した樹木・樹林の保全に努めます。

(3) 公園・緑地の配置方針

- 弥生の森歴史公園や桜生史跡公園については、貴重な歴史資源を生かした特徴ある公園として、適切な維持・管理を図るとともに、後世に本市の歴史・文化を継承する教材として活用を図ります。
- 近世初期の御茶屋御殿（将軍上洛時の宿）であった永原御殿跡については、本市の歴史を象徴する貴重な歴史資源として、史跡指定と併せた公園・緑地化を図ります。
- 国宝をはじめとする指定文化財等の地域の歴史的遺産については、市民が地域の歴史を再認識する生涯学習・学校教育教材として活用を図るとともに、本市の魅力を生み出す観光資源として、地域住民等の協力のもと適切な維持・管理と関連施設の整備・充実を図ります。

○都市づくりの方針（5. 景観形成の方針）

<景観形成の基本目標>

- 自然、田園、歴史・文化が調和した野洲らしい景観の保全をめざす
- 市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出をめざす
- 市民が楽しめるうるおいある景観の再生をめざす

(4) 歴史のある景観

- 旧中山道や旧朝鮮人街道の沿道には、旧街道の名残ある比較的古い民家が点在しているため、無電柱化の促進や修景舗装の整備など、地域住民の協力のもと、歴史街道と周辺市街地との調和に配慮した景観形成に努めます。
- 市域に存在する大岩山古墳群等の史跡や御上神社、大笹原神社、兵主神社、錦織寺等の社寺、近世初期の城郭であった永原御殿跡といった歴史的資源については、これらを生かしつつ周囲の樹林地の保全や緑地の整備等と一体となった本市の歴史を象徴する風景形成に努めます。

○地域別構想（5. 祇王地域）

<地域の将来像>

『豊かな歴史・伝統と緑豊かな自然を生かし、安全・安心で、健康に暮らせる地域づくり』

<地域の将来目標>

③地域資源を回廊し、歩いて楽しめる地域づくりを進める

- 永原御殿や妓王寺等の地域資源を回廊できる散策ルートの充実を図ります。
- 中ノ池川沿い等のサイクリングが楽しめる道の整備・充実に努めます。

<地域づくりの方針>

③地域環境形成方針

- 生和神社、菅原神社等の比較的まとまりがある寺院・神社の樹林地等については、地域資源の保護・保全と併せて、適切な維持・管理により周辺環境と調和した樹木・樹林の保全に努めます。
- 旧朝鮮人街道の沿道には、旧街道の名残のある比較的古い家屋が点在しているため、地域住民の協力のもと、歴史街道と周辺市街地との調和に配慮した景観形成に努めます。
- 大岩山古墳群や史跡等、近世初期の城郭であった永原御殿跡といった歴史的資源については、これらを生かしつつ周囲の樹林地の保全や緑地の整備等と一体となった本市の歴史を象徴する景観形成に努めます。

(4) 野洲市景観計画（平成 24 年 10 月）

景観法及び野洲市景観条例に基づく計画であり、景観形成方針の「めざすべき景観の将来像」を実現するため、景観形成基準などの具体的な景観施策を定めている。

○景観の将来像

『おおぞらのまち野洲 つながるふるさとの景観』

～山から琵琶湖へ 先人から私たちそして次世代へ～

○良好な景観形成に向けての基本方針

①自然、田園、歴史・文化景観が調和した野洲らしい景観の保全

- 三上山を中心とした山地・河川・琵琶湖などの自然景観、田園・集落景観、神社仏閣や伝統行事などの歴史・文化景観など、これらが調和した野洲らしい景観を保全します。
- 特に、野洲のシンボルである三上山については、視点の対象となる三上山自体を引き続き保全するとともに、良好な眺望景観を確保していくため、道路も含めた視点場を設定し、ここからの眺望景観を保全していくこととします。

(5) 野洲市観光振興指針（平成 29 年～令和 3 年度）：令和 4 年 3 月改定予定

野洲市としての観光への取り組み方、考え方をわかりやすく示している。

○コンセプト

『生活・地域の魅力創出によって、市民も来訪者も豊かで楽しめる観光のまちづくり』

○指針の方向性と役割

- おもてなしと街の魅力づくり
- 情報の発信
- 利便性の向上
- 通過型観光から滞在型観光

(6) 野洲市教育大綱（令和 3 年～令和 7 年度）

○基本理念

『愛と輝きのある教育のまち・野洲』

～一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも学びあうひとづくり・まちづくり～

○基本目標

Ⅲ だれでもどこでも学びあえるまちをつくります。～誰もが生涯にわたって成長し心豊かに～

3. 文化・歴史資源の継承と活用

(7) 野洲市教育振興基本計画 第 3 期（令和 3 年 12 月策定）

(6) 野洲市教育大綱の基本目標「Ⅲ－3. 文化・歴史資源の継承と活用」に対応し、関連する施策が示されている。

●目標 9. 文化・歴史資源の継承と活用

○施策 29：文化財の保護と活用（文化財保護課）

さまざまな社会環境の変化により文化財保護を取り巻く環境は厳しくなっていることから、自然や歴史的・文化

的遺産を大切にしながら、地域と協働して文化財の保護と活用を進める必要があります。

- ①大岩山出土の銅鐸をはじめ、大岩山古墳群、永原御殿跡等の貴重な文化財を後世に伝えられるよう保存・整備を図りながら歴史民俗博物館での展覧会等を通じて、市民への啓発に努めます。
- ②体験学習をととした学習活動や地域での生涯学習講座等 で保護と活用について啓発を進めます。
- ③観光、教育、地域づくり等、他分野との連携により歴史・文化遺産を地域資源として活用できるよう、方法を検討し展開します。
- ④所有者や地域の人たちとともに指定文化財の適切な保存修理・防災事業・維持管理を進めるとともに、後継者育成への支援を行います。
- ⑤史跡永原御殿跡の保存整備を推進し、地域とともに史跡の保存・管理・活用に取り組むとともに、歴史ツアーリズム等観光分野との連携を促進します。
- ⑥市内に残る文化財の調査を進め、本市が残し活かすべき文化財を保存活用地域計画としてとりまとめ、施策へ反映します。
- ⑦身近な文化財に触れるフィールドワークや地域に即した出前講座の開催等、祖先が培ってきた地域文化を学ぶ機会を増やすとともに、インターネットやSNS等を活用し市外にも広く魅力の情報を発信します。

○施策 30：地域の歴史と文化の継承（文化財保護課）

地域に伝わる文化財や民俗文化を、地域で守り継承していくことは、ふるさとを愛する感情と郷土の文化を誇りに感じる意識を醸成するものです。

- ①指定文化財の修理や維持管理を支援し、文化の継承を図るとともに、後継者育成への支援を行います。
- ②地域の特色ある文化財について、文化財指定を図り保存・継承に努めます。
- ③地域の歴史や文化を再発見する歴史学習として、現地見学会や講座等の開催と支援を行います。
- ④地域に点在する史跡や文化財を活用した調査や成果講演会を開催し、地域の文化財愛護意識の高揚に努めます。

○施策 31：博物館・図書館等を活用した学習活動の推進（歴史民俗博物館、野洲図書館）

歴史民俗博物館や図書館等の社会教育施設を情報の発信源や生涯学習の拠点として、学習環境の整備と学習活動内容の充実を図り、多くの市民がその活動の幅や輪を広げ、つながっていくことが大切です。

- ①体験活動の充実や講師派遣等の活動に取り組み、学校と連携して子どもの学習活動を支援します。
- ②市民の生涯学習のニーズを受け止め、取組を工夫するとともに、広報活動を幅広く進め、参加者層の拡大を図ります。

（８）野洲市生涯学習振興計画 第２期（2019～2023年度）

野洲市生涯学習振興計画は、（７）野洲市教育振興基本計画の「部門計画」として位置づけられ、教育振興基本計画の基本理念を継承し、本市の生涯学習振興に関する総合的、計画的な行政運営の指針として、野洲市の総合計画を補完する役割を果たす。

○基本目標

～一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも学びあうひとづくり・まちづくり～

○施策方針

（１）市民が自ら学ぶ環境づくり

◎歴史

- 地域の歴史や文化、時季にあったテーマを中心にした展覧会や講演会を通して、学習の機会や情報を提供

します。

- 弥生の森歴史公園内の復元住居や、まが玉・土器づくり等の体験学習、火おこし体験といった体験学習活動の場を提供します。

(2) 学ぶことが活かされる仕組みづくり

◎ 歴史

- 自分たちのまちの歴史や文化を発見・認識するなかで、それらが持つ意味や重要性を理解し、守り伝えていく人々の増加を図ります。
- 自分の目で見たり、自ら体験するという学習を通して、学校での社会科学習や歴史学習の補助を図ります。

(3) 学びを通じてつながる機会づくり

◎ 歴史

- 展示や講演会を通して地域の歴史や文化を学ぶことにより、次代の担い手づくりをめざします。

(9) 滋賀県文化財保存活用大綱（令和2年3月）

滋賀県の文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存と活用に関する種々の取組を適切に進める上で共通の基盤となる方針を示し、今後の総合的な施策を定めたものであり、文化財保護法第183条の2第1項に基づいて策定された。

○ 滋賀県における今後目指すべき保存・活用の方向性

文化財の保存と活用が循環する持続可能な社会の実現のために、本件の豊かな歴史文化の特徴を活かしながら、多くの人の手で文化財が保存継承される姿を目指すため、以下の5つの柱により取組を進める。

○ 五つの柱

- (1) 文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進
- (2) みんなで文化財の保存継承を支えあう地域づくり・人づくり
- (3) 文化財の多種多様な活用推進
- (4) 文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保
- (5) 文化財を維持するための資金の確保

○ 滋賀県が主体となっていく文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

- (1) 文化財の調査、指定、保存修理の着実な推進
 - 価値づけが未確定な文化財に対し、県として必要な調査研究を進めるとともに、地域計画に基づく市町による調査と連携しながら、着実な指定・選定・選択を行い、保存措置を講ずる。
- (2) みんなで文化財の保存継承を支えあう地域づくり・人づくり
 - 文化財を、所有者や伝承者、管理団体、市町だけでなく、「地域の文化財」としてみんなで守り伝え、より多くの人が保存や活用のあり方について考え、地域全体で支えあう仕組みづくりの推進
- (3) 文化財の多種多様な活用推進
 - 文化財の価値を広く知らせ文化財の継承につながるよう、県が所有・管理する文化財の公開や講座・シンポジウムの開催など学びの機会の提供、SNS等による情報発信
 - 点在する文化財の価値をストーリーで繋ぎ、その魅力を体感できる取組を進めていくとともに、市町では実施が難しい広域的な発信や全県的な取組に関して協力し、その実施を推進
- (4) 滋賀県の文化財を県内で保存・継承・活用・発信できる拠点のあり方を検討
 - 地域の中で守られている美術工芸品などの文化財収蔵施設の建設や改修等に対する技術的支援や助成の検討

(5) 文化財保護のための資金確保の制度や仕組みづくりを検討・支援

- 文化財の安定した保存と活用を図っていくため、適時、各々の立場ごとに必要に応じた形で幅広く資金を確保する仕組みづくりを検討

(10) 野洲市文化財保存活用地域計画（令和5年度以降作成予定）

(11) 史跡永原御殿跡保存活用計画（令和3年3月）

保存活用計画は、管理団体である野洲市が史跡永原御殿跡を将来にわたって適切に保存し、次世代へと確実に伝えていくために作成した計画である。保存活用計画では、永原御殿跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための基本方針や現状変更の取扱基準等について、史跡の保存・活用の考え方を定めるとともに、所有者等において取組む史跡保存・活用の指針となる基本的な計画としている。

保存活用計画では、史跡永原御殿跡を確実に保存し有効に活用していくための「保存活用の大綱」として、以下の諸点を示している。

○保存活用の大綱

- 日本の近世社会、徳川幕藩体制の成立を象徴する史跡永原御殿跡の本質的価値の保全と継承。
- 将軍御殿の壮観さについての、実体感が得られる学びの場の創出。
- 永原御殿跡を市民と協働して保存活用を行い、野洲市の歴史文化を通して郷土の愛着を育む機会と場の創出。

本計画は、この保存活用計画を踏まえ、史跡永原御殿跡に関する適切な保存と活用の方法を示し、後世に伝えていくための基本計画である。

1-6 史跡整備に対する住民意向など

1-1「計画策定の経緯」でも記したように、永原御殿跡の保存整備については、平成17年度以来の地元からの要望を受けて一連の取り組みを開始した。また、近年においては、祇王学区自治連合会、妓王まちづくり推進協議会、または江部自治会などの地元団体の協力を得ながら諸々の事業を推進してきている。こうした事業の経過において寄せられた意見のうち、主なものには以下が挙げられる。

- ・永原御殿跡は、祇王学区だけではなく、野洲市全体としても大きく打ち出せる歴史のシンボルである。
- ・江戸時代に将軍上洛がなくなり、永原村に「御殿守」の役ができた当時から地域住民と永原御殿との関わりは始まっている。先人が守ってきた永原御殿跡は将来にわたっても守り伝えていく必要がある。
- ・現地には、東屋などの休憩施設、情報発信できるような施設が必要であると思う。
- ・わかりやすい形での公園整備をお願いしたい。すべての建物復元までは難しいと思うが、角櫓や城門などが現地に復元されるとわかりやすいと思う。
- ・今後の事業について、地元からは施設整備や管理などのハード面での関わりは難しいが、イベントや広報などソフト面での参画は可能であると思う。

このように、長らく保存整備を要望してきた地元団体の中においては、永原御殿の史跡としての価値や可能性を認識し、後世に伝えるべきものとしての意識が一定の水準で浸透していることがうかがえる。

また、令和3年度には、本計画策定に向けた地元自治会に対する保存整備事業の説明会を開催し、周辺住民からの意見を聴取する機会を設定した。その結果、地元のまちづくり関連団体の中では、史跡に対する一定水準の意識が見られた一方で、永原御殿跡周辺の地元住民の間では、永原御殿跡の史跡としての価値・認識が十分ではない実態が見られた。また、少数であるが「現状の竹やぶの自然景観にも親しみを感じている」などの声もあった。こうした点は今後の課題に位置付けられるが、史跡の保存整備については概ね肯定的に受け止めていることがうかがえた。

2 永原御殿跡周辺の現状

2-1 自然的環境

(1) 地形・地質

永原御殿跡は市域のほぼ中央、JR 野洲駅の北東約 3km に位置し、天井川である旧家棟川右岸の自然堤防上にあたる標高 89～90m に立地している。

永原御殿跡が位置する JR 琵琶湖線以北及び南桜地区の地質は、野洲川、日野川、家棟川等により供給された礫・砂・シルト・泥が堆積した沖積堆積物に相当する。沖積堆積物の堆積期間は、約 1 万年前～現在に至る期間であり、山地部の花崗岩、古生層に比較して極最近に形成されたものである。そのため沖積堆積物の固結度は低く、未固結層に相当し、軟弱な地盤を形成している。



図 2.1 永原御殿跡周辺の地形
出典：地理院地図ウェブサイト 土地条件図を加工

(2) 気候

滋賀県内では、北陸型、瀬戸内型、東海型の各気候区が重なり合うが、本市は滋賀県南部に位置していることから、概ね瀬戸内型の気候に相当する。

降水量は梅雨と台風の影響で夏に多いが、年間の降水量は 1,529.7mm (気象庁大津観測所 1981

～2010年)であり、県北部と比べるとかなり少ない。降雪は、県北部の年間の降雪日数が年間35.6日(気象庁彦根観測所1981～2010年)あるのに対し、本市付近では年間10日程度となっている。

(3) 植生

永原御殿跡周辺平野部の植生は、大半が水田(水田雑草群落)となっている。微高地である史跡地内は竹林が優占し、竹林内にエノキ・ムクノキなどの大木が点在している。南に隣接する菅原神社には、針葉樹や常緑広葉樹高木等による社叢林があり、永原御殿跡とともに平地部のまとまった樹林地を形成している。

市の南東域の丘陵部はアベマキ・コナラ群集、モチツツジ・アカマツ群集が多く分布し、スギ・ヒノキ・サワラ植林も分布する。



図 2.2 永原御殿跡周辺の植生

出典：環境省生物多様性センターウェブサイト 1/2.5万植生図(2012)を加工

【図凡例】66.シイ・カシ二次林、69.アベマキ・コナラ群集、70.モチツツジ・アカマツ群集、82.ヨシクラス、84.ツルヨシ群落、91.スギ・ヒノキ・サワラ植林、95.その他植林、96.竹林、a.畑雑草群落、b.水田雑草群落、i.緑の多い住宅地、k.市街地、l.工場地帯、m.造成地

2-2 歴史的環境

永原御殿跡が位置する野洲市周辺の歴史的環境を、縄文時代から近代まで概観する。

(1) 縄文～弥生時代

永原御殿跡の周辺では、縄文時代後期から人々の足取りを辿ることができる。永原御殿跡の北西に位置する木部遺跡からは弥生時代前期の水田跡が検出されており、早くから稲作が営まれていた。また永原御殿跡の南に位置する江部遺跡や野々宮遺跡では、弥生時代後期の竪穴建物からなる集落跡が存在する。

大岩山丘陵からは弥生時代後期の国内最大銅鐸を含む 24 個の銅鐸がみつまっている。

(2) 古墳時代

古墳時代には丘陵部にかけて有力首長墓が築かれる。特に 6 世紀前半には巨大な家形石棺を安置する円山古墳と甲山古墳（以上、国史跡大岩山古墳群）のほか、墳長 90m の前方後円墳林ノ腰古墳、全長 50m の前方後円墳越前塚古墳があり、近江を基盤のひとつとした継体大王を支えた有力豪族の墓と考えられる。

(3) 古代

永原御殿跡の南に続く菅原神社一帯から、飛鳥時代から奈良時代にかけての古瓦が出土し、古代寺院永原廃寺が存在した。

古代永原の地は山本郷もしくは篠原郷にあたりと考えられる。

永原御殿跡の北西にある西河原遺跡群からは 7 世紀後半から 8 世紀初頭の建物跡群や倉庫跡群を検出し、多数の木簡（重要文化財）や墨書土器が出土しており、評衙・郡衙が想定される。

また、周辺の寺社には平安時代後期の仏教彫刻が数多く残され、永原薬師堂の木造薬師如来坐像（重要文化財）、富波甲常楽寺木造釈迦如来坐像（市指定）、辻町西徳寺木造阿弥陀如来坐像（市指定）、常念寺喜見院阿弥陀如来坐像、虫生神社木造地藏菩薩坐像（市指定）などがある。

(4) 中世

鎌倉時代から戦国時代まで、近江国は佐々木六角氏が守護職を継承した。中世期には、永原・北・中北一帯は江部荘、その南方の富波甲・富波乙・五之里一帯は富波荘にあたる。

南北朝時代の足利幕府の内紛（観応の擾乱）では、観応元年（1350）12 月に南朝方の上野直勝軍と北朝方の足利義詮・佐々木氏頼旗下の山内信詮が三上山麓の野洲河原で戦った。戦乱後、江部荘・富波荘は、石山寺や仁和寺が領していたが、六角氏、京極氏に押妨される複雑な支配を受けた。この中で永原を本貫地とする永原氏が台頭する。永原氏は、応永 26 年（1419）江部荘天神社（現菅原神社）を造営し、文明 13 年（1481）には江部荘天神社で法楽千句を行った。

長享元年（1487）将軍足利義尚は、荘園や将軍近臣の所領を押領する六角高頼を征伐するため近江に出陣し、栗太郡鈎に陣を置いた（第一次六角征伐）。延徳 3 年（1491）将軍足利義材も六角高頼征伐に乗り出し（第二次六角征伐）、同年 11 月 28 日には大津で山内政綱を殺害し、畠山尚順に命じて、富波荘の山内邸を攻撃させた。

永原氏は16世紀に六角氏の直臣として野洲郡を統治し、朝鮮人街道の東面に永原城を築く。現在の野洲市立祇王小学校一带に広がっていた永原城跡（上永原城遺跡）は、これまでの発掘調査によって「本丸」と「二の丸」等からなる城郭で、織田信長が上洛した永禄11年（1568）の年紀を刻んだ硯等が出土している。さらに小堤丘陵には大規模な山城（小堤城山城）を築いている。

永禄11年上洛を前にした織田信長は、永原氏へも自方への内通・内応を呼びかけた。永原庶家の筑前守や飛騨守・伊豆守、永原井狩氏ら一族の多くは信長に与した。また、六角氏に仕えた三上氏の三上館遺跡、三宅氏の市三宅城遺跡、木村氏の「木村氏館」・北村遺跡、澤氏の桜生城遺跡等、半町規模の区画に土塁や堀割を備えた館跡が現在もその姿を残している。

元亀・天正年間にかけて湖南地域は、六角義賢（承禎）・義治父子、浅井、朝倉、近江国衆、延暦寺衆徒、本願寺門徒が各地で戦闘をくり返した。元亀元年（1570）6月4日野洲川原の戦いで、織田信長方と六角氏・一向宗門徒が戦い、六角方が大敗した。以後、六角氏は衰退する。永原城には織田家臣佐久間信盛が入り、元亀3年（1572）には門徒一揆の再発を防止するため、周辺の土豪や村々から起請文をとった。

（5）近世

野洲郡永原は、天正19年（1591）には豊臣秀吉から徳川家康に在京賄料として野洲郡・甲賀郡・蒲生郡のうち9万石が与えられ、以後は徳川家の所領となった。

家康は、伏見屋敷を除くと最も西に位置するまとまった自領であった永原の地に御殿を造営した。永原御殿は建物配置が城郭の御殿と同様の、政治を行う空間の表向とプライベート空間である奥向を設えた御殿として、記録に見える慶長6年（1601）までには造営された。その後、大坂の陣、秀忠の將軍宣下、家光の將軍宣下、後水尾天皇の二条城行幸、寛永11年（1634）の家光代始の上洛と、政権基盤が確立する慶長・元和・寛永年間に修復や拡張を図りながら利用された。記録に見える限り永原御殿には家康が6度、秀忠が4度、家光が2度宿泊し、後の尾張藩初代藩主である義直（家康九男）や後の紀伊和歌山藩初代藩主である頼宣（家康十男）も利用した。

永原御殿は寛永11年家光の上洛を最後に利用されることはなかったが、その後も寛文元年（1661）、同10年（1670）に修復が行われた。そして、宝永2年（1705）に建物がなくなると旗本支配となり、永原村と御殿守に管理が委ねられて幕末まで維持管理された。永原村は安政6年（1859）に幕府領に復した。

（6）近代

明治4年（1871）、廃藩置県によって湖南6郡は大津県となり、翌年の明治5年には滋賀県と改称し、犬上県を統合して現在の滋賀県となった。永原村は明治22年（1889）の市町村制の施行により野洲郡義王村となり、明治27年（1895）に義王村から祇王村に改称、昭和30年（1955）に野洲町と合併し、平成16年（2004）に中主町と合併し、野洲市となった。

永原御殿跡は明治以後民有地となり、堀が埋め立てられ、一部が水田や宅地となった。

明治44年（1911）7月の「明治44年7月調栗太郡史蹟調書」には、「長（マ）原御殿」がみえる。昭和4年（1929）12月には、当時県内の史蹟調査を行う団体であった滋賀縣保勝会によって「史蹟永原御殿趾」の標柱が建てられる等、一部に顕彰する動きがみられたが、集落に近接する農地として徐々に改変が進んだ。



図 2.3 永原御殿跡及び周辺城館跡・寺社等位置図（出典：永原御殿跡総合調査報告書）

2-3 社会的環境

(1) 人口

野洲市の人口（住民基本台帳：令和4年3月1日現在）は、50,553人、世帯数は20,672世帯となっている。

国勢調査による人口及び世帯数の推移を図2.4に示す。人口・世帯数ともに平成17年ごろまでは増加傾向を示しているが、平成17年以降は、人口はほぼ横ばいに転じている。一方、世帯数は一定して増加傾向にある。平成27年国勢調査に基づく一般世帯数は18,129世帯で、近年は一貫して増加傾向にある。

永原御殿跡の位置する祇王学区の人口（住民基本台帳：令和4年3月1日現在）は7,458人、世帯数は2,748世帯である。

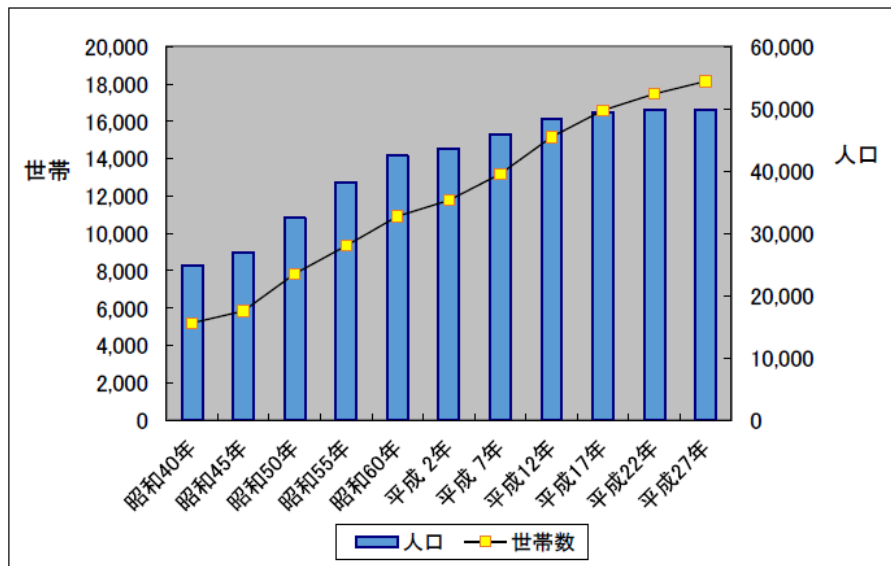


図 2.4 野洲市の人口及び世帯数の推移

(出典：野洲市統計書 令和元年版)

(2) 土地利用

野洲市の地形は、南東部の三上山を中心とする山地と、山地から琵琶湖に向かって広がる平坦地に大きく分けられ、平坦地の多くは農地（水田）として利用されている。JR野洲駅を中心として、JR東海道本線、JR東海道新幹線、国道8号と並行するかたちで商業地、住宅地、工業地等の市街地が形成されている。

永原御殿跡周辺では、一部が住宅地（旧集落）となっているほか、大半は水田が広がっている。

(3) 法規制

史跡地周辺に係る法規制を表 2.1 に示す。

表 2.1 法規制

| 関連法規 | 対象 | 概要 |
|-----------------|----------|--|
| 文化財保護法 | 国史跡 | 史跡指定範囲は現状変更等が制限されている。現状変更等を行うためには文化庁長官の許可が必要である。 |
| | 埋蔵文化財包蔵地 | 永原御殿跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地であり、法第 92 条から第 94 条において発掘の目的によって届出・通知が必要である。 |
| 都市計画法 | | 野洲市は全域が天津湖南都市計画区域に含まれている。永原御殿跡とその周辺は市街化調整区域とされている。 |
| 農地法 | 農地 | 農地又は採草放牧地について所有権の移転を伴う転用をする場合は農業委員会の許可を受けなければならない。 |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 農地 | 史跡指定地は農業振興地域内であるが、農用地区域（青地）ではないため白地である。公有化や史跡整備に際して関係機関等との調整手続きが必要となる。 |
| 道路法 | 市道 | 第 4 条において「市道の維持管理は、市が行うものとする。ただし、簡易な維持管理は、路線の属する自治会において行うものとする。この場合において、市長は、予算の範囲内において原材料を支給することができる。」とされている。 |
| 森林法 | 森林 | 当該地のほとんどが森林法第 5 条による地域森林計画の区域であることから森林の伐採を行う場合、法第 10 条の 8 第 1 項による伐採及び伐採後の造林の届出等が必要である。 |
| 野洲市法定外公共物管理条例 | 里道・水路 | 条例第 5 条において、法定外公共物を損傷し、又は汚損すること、法定外公共物に土石、土砂、竹木、ごみ、汚物等の廃棄物その他これらに類するものを投棄し、又はたい積すること、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすることが禁止されている。 第 6 条においては、占用等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされている。また、第 15 条においては、国、県その他の地方公共団体は、第 6 条第 1 項に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならないとされている。 |
| 野洲市景観条例 | 建築等 | 史跡指定地とその周辺は、一般地区に該当し、指定地内における行為を除き、大規模建築物等の建築等について届出が必要とされている。 |
| 野洲市屋外広告物条例 | 屋外広告物 | 屋外広告物を設置する場合は、市長の許可が必要とされている。屋外広告物は、該当する規制地域の許可基準に適合する仕様としなければならない。 史跡指定地…第 2 種規制地域 周 辺…第 4 種規制地域 |



図 2.5 周辺遺跡の状況 (出典：野洲市遺跡地図)

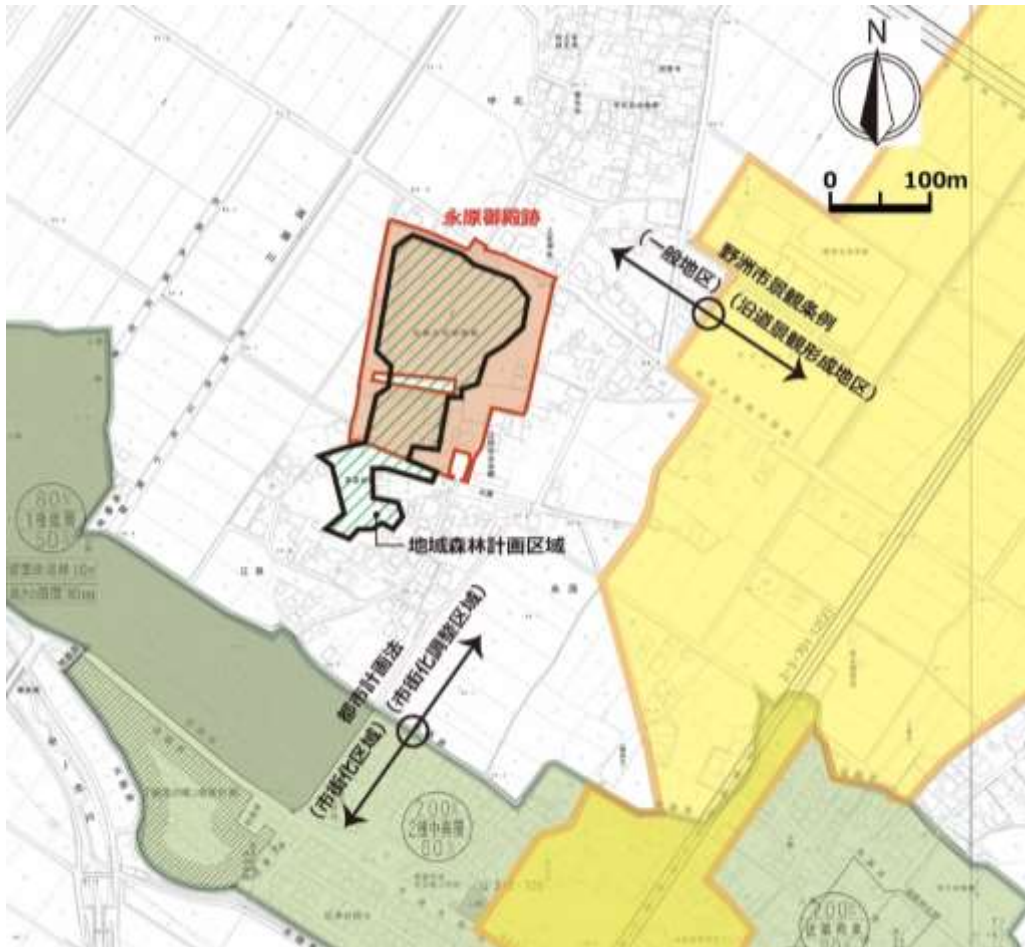


図 2.6 周辺法規制の状況

(4) 道路・交通

野洲市は南北に J R 東海道本線（琵琶湖線）が通り、J R 京都駅から 30 分、J R 大阪駅から 60 分の距離にある。また、主要幹線道路である国道 1 号から分岐する国道 8 号が市内を縦断し、湖東圏域各都市を經由して、北陸、東海方面と連携している。本市の北部では、国道 477 号が市を横断している。

周辺道路・鉄道の状況を図 2.6 に示す。史跡永原御殿跡へのアクセスは、公共交通機関等による場合は、J R 野洲駅からバス・タクシー・レンタサイクル・徒歩で史跡を訪れることになる。自家用車等を利用する場合には、主要地方道大津能登川長浜線または市道市三宅小南線から、市道上屋西河原線を利用したアクセスが想定される。

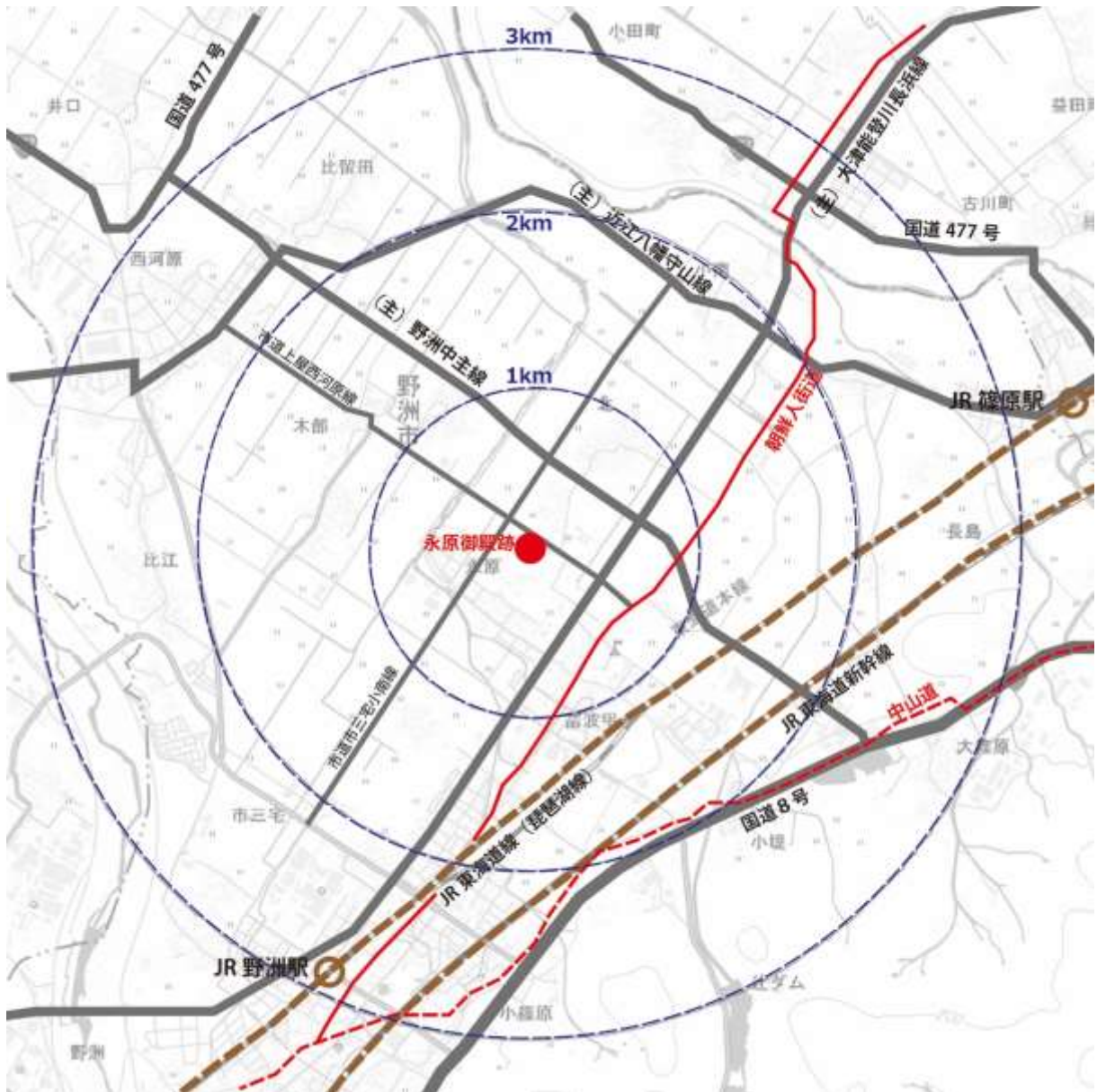


図 2.7 周辺道路・交通の状況

3 史跡地の概要及び現状

史跡地の概要のうち「3-1 指定に至る経緯」から「3-5 本質的価値と構成要素」について、『史跡永原御殿跡保存活用計画（令和3年3月）』（以下、「保存活用計画」という）より必要な箇所を抜粋して示す。

3-1 指定に至る経緯

永原御殿は、記録で明らかなものだけでも、徳川家康・秀忠・家光によって12回使用されている。慶長6年（1601）にはその存在が見え、寛永11年（1634）家光の上洛に先立ち前年から大規模な拡張が行われたとされる。以後、寛文年間（1661～1673）にも修復が行われたが上洛に使用されることはなく、貞享元年（1684）に建物が入札され（不調）、宝永2年（1705）には残る建物も焼却された。御殿跡はその後、旗本が支配し、永原村と御殿守に管理が委ねられ、幕末まで永原村が御殿の維持管理に深く関わった。幕末の14代将軍家茂の上洛の際、再び御殿として整備される可能性が取りざたされたが、利用されることなく明治維新を迎える。御殿跡はその後民有地となり、本丸は竹木林に、堀は一部が埋められて田畑となり、二の丸・三の丸は建物や住宅が建てられたものの、縄張りはほぼそのままに現在まで伝えられてきた。

明治・大正・昭和初期にも史蹟としての調査がなされ、昭和4年12月に「史蹟永原御殿跡」の標柱が建てられた。指定には至らなかったものの、その価値は一定限認識されており、その後も地域住民によって維持されてきた。

野洲市では従来から永原御殿跡が重要な遺跡であることを認識し、野洲市歴史民俗博物館における永原御殿復元模型の製作や企画展示・歴史講座等の開催、全体地形測量調査図の作成を行う等の保存に向けた取組みを行ってきた。また平成18年には三の丸における発掘調査で、御殿跡の遺構が良好に保存されていることを確認した。

しかし本丸内を中心として竹林の繁茂が進み、カワウやサギの営巣地となり糞臭害等の問題も生じた。御殿跡が所在する祇王学区自治連合会では、妓王まちづくり推進協議会を組織し、平成17年度から継続して永原御殿跡の保存整備を市に要望してきた。

こうした地域の保存整備への強い熱意を受けて、野洲市では平成28年度に文化庁及び滋賀県教育委員会（現滋賀県文化スポーツ部）と、史跡としての保存に向けた協議を重ね、本格的に保存整備へ取り組むことを決した。

平成29・30年度には永原御殿跡の本質的価値を明らかとするため総合調査を行い、令和元年9月に『永原御殿跡総合調査報告書』を作成した。また地権者の同意が得られた本丸と二の丸の約32,000㎡について、史跡指定の意見具申書を文部科学大臣に提出し、同年11月15日文化審議会から文部科学大臣に永原御殿跡及び伊庭御殿跡を史跡とする答申が出され、令和2年3月10日の官報告示をもって国の史跡に指定された。

その後、令和2年7月20日にも地権者同意が得られた約1,850㎡について追加指定の意見具申書を文部科学大臣に提出し、令和2年11月20日に文化審議会から文部科学大臣に対し追加指定の答申が出され、令和3年3月26日に追加指定された。

3-2 指定の状況

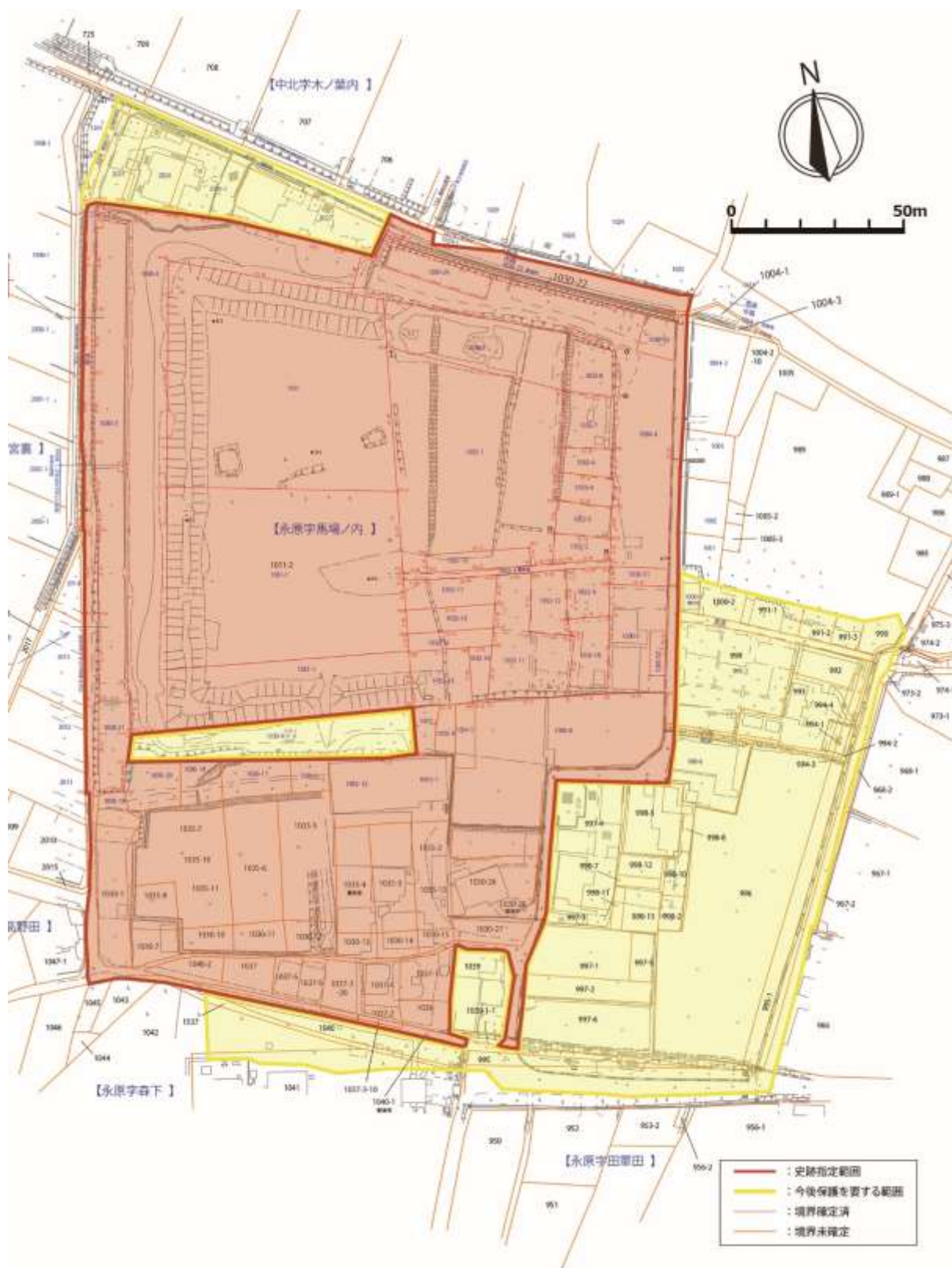


图 3.1 指定区域图

(1) 指定告示

1) 令和2年の指定

名称 : 永原御殿跡及び伊庭御殿跡

所在地 : 滋賀県野洲市永原字馬場ノ内

1030 番 1、1030 番 2、1030 番 3、1030 番 4、1030 番 5、1030 番 6、1030 番 7、1030 番 8、1030 番 10、1030 番 11、1030 番 12、1030 番 13、1030 番 14、1030 番 15、1030 番 17、1030 番 18、1030 番 19、1030 番 20、1030 番 21、1030 番 22、1030 番 26、1030 番 27、1030 番 28、1031 番、1031 番 1、1032 番 1、1032 番 4、1032 番 5、1032 番 6、1032 番 7、1032 番 8、1032 番 9、1032 番 10、1032 番 11、1032 番 12、1032 番 13、1032 番 14、1032 番 16、1032 番 17、1032 番 18、1034 番 1、1035 番、1035 番 1、1035 番 2、1035 番 3、1035 番 6、1035 番 7、1035 番 8、1035 番 9、1035 番 10、1035 番 11、1035 番 12、1035 番 13、1036 番 3、1037 番、1037 番 1、1038 番、1040 番 1、1040 番 2

同東近江市能登川町字中大徳寺 372 番、372 番 1、373 番のうち実測 91.72 平方メートル

同東近江市能登川町字大徳寺 392 番のうち実測 59.49 平方メートル、419 番、419 番 1

滋賀県野洲市永原字馬場ノ内 997 番 6 と同野洲市永原字馬場ノ内 1039 番に挟まれ同野洲市永原字馬場ノ内 999 番と同野洲市永原字馬場ノ内 1030 番 8 に挟まれる道路敷に西接する水路敷に西接するまでの道路敷、同野洲市永原字馬場ノ内 999 番と同野洲市永原字馬場ノ内 1030 番 8 に挟まれ同野洲市永原字馬場ノ内 1004 番 3 と同野洲市永原字馬場ノ内 1030 番 22 に挟まれるまでの道路敷、同野洲市永原字馬場ノ内 1004 番 3 と同野洲市永原字馬場ノ内 1030 番 22 に挟まれる道路敷に東接し同野洲市永原字馬場ノ内 2029 番に南接するまでの水路敷に東接する道路敷、同野洲市永原字馬場ノ内 1030 番 3 同野洲市永原字馬場ノ内 2017 番に挟まれ同野洲市永原字馬場ノ内 1040 番 1 と同野洲市永原字馬場ノ内 1537 番に挟まれるまでの道路敷、同野洲市永原字馬場ノ内 1030 番 7 と同野洲市永原字馬場ノ内 1040 番 2 に挟まれ同野洲市永原字馬場ノ内 1030 番 27 と同野洲市永原字馬場ノ内 1039 番に挟まれるまでの道路敷、同東近江市能登川町字大徳寺 392 番に東接及び北接する道路敷のうち実測 23.12 平方メートル、同野洲市永原字馬場ノ内 999 番と同野洲市永原字馬場ノ内 1030 番 8 に挟まれる道路敷に西接する水路敷、同野洲市永原字馬場ノ内 1004 番 3 と同野洲市永原字馬場ノ内 1030 番 22 に挟まれる道路敷に東接し同野洲市永原字馬場ノ内 2029 番に南接するまでの水路敷を含む。

備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を滋賀県文化財担当部局及び東近江市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。

指定基準 : 史跡の部

二、都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

指定面積 : 31,975.44 m² (永原御殿跡)、3,145.33 m² (伊庭御殿跡)

指定年月日 : 令和 2 年 3 月 10 日

告示番号 : 令和 2 年文部科学省告示第 17 号

2) 史跡を管理すべき地方公共団体の指定

名称 : 永原御殿跡及び伊庭御殿跡

指定年月日 : 令和 2 年 7 月 22 日

地方公共団体名 : 野洲市 (滋賀県) 東近江市 (滋賀県)

告示番号 : 令和 2 年文化庁告示第 59 号

3) 令和 3 年の追加指定

所在地 : 野洲市永原字馬場ノ内 1032 番 2 外 9 筆 (永原御殿跡)

1032 番 2、1032 番 3、1032 番 15、1035 番 4、1035 番 5、1037 番 2、1037 番 3、1037 番 4、1037 番 5、1037 番 6

指定面積 : 1,855.91 m² (永原御殿跡の合計 : 33,831.35 m²)

指定年月日 : 令和 3 年 3 月 26 日

告示番号 : 令和 3 年文部科学省告示第 49 号

(2) 指定説明文

○永原御殿跡及び伊庭御殿跡 滋賀県野洲市・東近江市

永原御殿跡及び伊庭御殿跡は、徳川家専用の宿泊及び休憩施設跡のうちの 2 遺跡である。これらは、将軍の権威を示すために行われた上洛経路の一つである朝鮮人街道に近接して、江戸幕府直轄施設として造営された。朝鮮人街道は中山道野洲から中山道と分かれ、琵琶湖側を通り中山道鳥居本宿で合流する脇街道である。のちに朝鮮通信使が通ったことからこう呼ばれる。永原御殿跡は野洲市のほぼ中央に広がる沖積平野の微高地上で、朝鮮人街道の通る永原集落から 600 メートル北西に当たる位置にあり、伊庭御殿跡は東近江市西部の織山西麓に位置し、能登川集落を通る朝鮮人街道に接して所在する。

慶長 5 年 (1600) の関ヶ原の戦いの終了後、徳川家康は伏見に赴き、大規模な論功行賞を行った。その後焼失した伏見城の再建を行い、慶長 7 年からは上洛時の宿所として二条城の築城に着手した。この頃には上洛のための御殿が整備されたと考えられている。その後も、慶長 10 年の秀忠将軍宣下、慶長 19 年から 20 年にかけての大坂冬の陣・夏の陣、元和 9 年 (1623) の家光将軍宣下、寛永 3 年 (1626) の後水尾天皇二条城行幸、秀忠死去後の寛永 11 年に家光が行った総勢 30 万人の上洛など、江戸幕府の重要な局面において将軍の上洛が行われた。上洛の際には一門や譜代の城郭を利用しているが、宿泊や休憩のため、それぞれの御殿や御茶屋が設けられた。なお、資料によって同じものを指して御殿と記す場合や御茶屋と記す場合がある。家康が征夷大将軍に

就いた慶長8年以降では、家康は7回、秀忠は7回、家光は3回の上洛を行った。寛永11年の家光の過去最大規模の上洛後は文久3年(1863)の家茂の上洛までは行われていない。このように、上洛は幕藩制の確立期を中心に行われた。そして、上洛に際しては、中山道・朝鮮人街道を通るルートと、東海道を通るルートがあった。

永原御殿跡は、慶長6年までに徳川家康が本丸と二の丸からなる御殿を築造したものである。永原のある野洲郡は天正19年(1591)に豊臣秀吉から在京賄料として与えられた徳川家康の領地であり、関ヶ原の戦いまでの家康にとって、最も西方の所領であった。その後上洛のたびに改修され、寛永11年の家光上洛に当たり本丸と二の丸を大規模に拡張し、三の丸を新造した。中山道を通る際には、京に宿泊する前後にはほぼ永原に宿泊した。その後、宝永2年(1705)に解体されて機能を終えた。野洲市教育委員会では平成28年度から永原御殿の保存と整備を行う資料を得るため総合調査を行った。現状としては、本丸は北西に突き出たびつな四辺形を呈し、西辺の南北長136メートル、南辺の東西長が128.5メートルの規模である。西辺、北辺と南辺の西半には高さ約3.0メートルの土塁があり、その周囲には幅16~20メートルの堀が残っている。発掘調査では、本丸南西部に南北6間・東西4間以上の礎石建物、西面土塁際に東西約6.5メートル、南北約8メートル、基壇の高さ0.5~0.6メートルの規模をもつ2間×2間の礎石建物が検出され、それぞれ、京都大工頭中井家所蔵の指図(重要文化財)に明示された古御殿跡、御亭跡に当たると考えられる。二の丸は、本丸の南に堀を挟んで位置する東西に長い四辺形の屋敷地で、土塁は削平され堀は埋められているが、里道や畑地から堀と屋敷境界が明らかである。

彦根城と永原御殿の中間に位置する伊庭御殿跡は、東西約35メートル、南北約90メートルの規模を有する。ほぼ確実に利用されたと分かるのは元和9年と寛永11年であり、小堀政一が寛永10年から翌年にかけて將軍の命を受け水口城や二条城とともに作事奉行を勤めた。昭和40年に森蘊により測量調査が行われ、中井家の指図と現存石垣の位置から伊庭御殿跡であることが明らかにされた。また、能登川町(現・東近江市)教育委員会によって昭和61年と平成8年に行われた発掘調査で、石垣や石列、井戸などが検出され、永原御殿跡で出土したものと同型の小菊紋瓦が見つかっている。平成30年度からは東近江市教育委員会による総合調査が行われた。中井家所蔵の指図によれば、永原御殿と比べ、接客空間の規模に対して台所空間の規模が大きいことから主に食事や休憩のための施設であったと考えられる。

以上のように、永原御殿跡及び伊庭御殿跡は、土塁や堀、石垣など保存状態が良好で、將軍の權威を示すために行われた上洛の実態を示す遺跡である。このような御殿跡は、東海道沿いにある水口城跡を除けば全国的に見ても部分的にしか遺存してはおらず貴重である。よって、史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

(出典『月刊文化財』2月号(677号)令和2年2月(文化庁監修))

3-3 土地所有の状況

史跡永原御殿跡における公有化の状況を、図 3.2 に示す。

令和 2 年度事業で公有地化した土地の面積は、7,971.17 m²である。既存の公有地面積 3,362.16 m²と合わせた公有化率は 33.5%である。

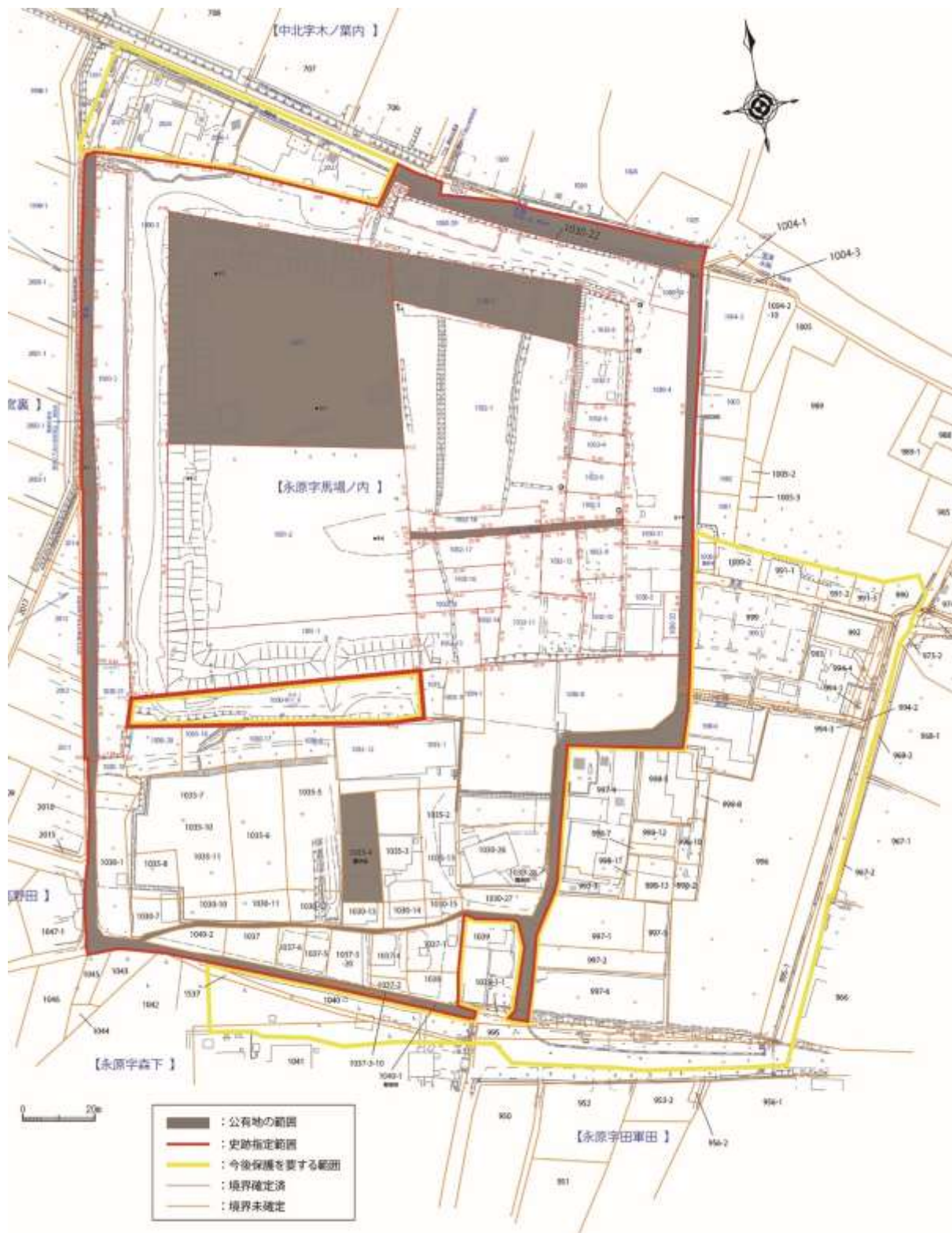


図 3.2 公有化の状況

3-4 既往の調査成果

史跡永原御殿跡に関する主な発掘・測量調査は以下の通りである。

(1) 平成 14 年 (2002) 度～平成 16 年 (2004) 度地形測量調査

永原御殿跡の地形測量と表出する遺構遺存状況を確認するため、測量調査を実施した。本丸、三の丸、二の丸の地形測量を行い、平成 16 年度に 1/500 の全体測量図を作成した。また土塁が良好に遺存する本丸南西部の詳細測量図 (1/50) を作成した。

測量調査の結果、現存地形地割は寛永 11 年 (1634) の作事を表す中井家指図と合致していることが明らかとなり、御亭跡とみられる基壇跡、矢倉の礎石等を確認した。

(2) 平成 19 年 (2007) 度発掘調査 140 m²対象：三の丸馬屋

江部自治会館建設に伴い発掘調査を行った。調査の結果、溝跡、土坑、建物礎石を検出した。南北方向の礎石建物跡が復元でき、中井家指図にある三の丸の馬屋南端にあたることが判明した。



図 3.3 馬屋跡検出状況



図 3.4 馬屋跡検出状況

(3) 平成 29 年 (2017) 度発掘調査 (確認調査)

永原御殿跡総合調査として、御殿跡の範囲確認、遺構の遺存状況、中井家指図との整合性、御殿南の区画を明らかにするために、本丸内の二ヵ所と西堀部分の発掘調査を実施した。

1) 2017-1 対象：本丸

本丸南西部の調査区からは、南北 6 間、東西 4 間以上の建物 (柱間 6 尺 5 寸 / 約 1.97m) を検出した。これらは中井家指図にみられる 6 間 (約 11.8m) 6 間 (約 11.8m) の「古御殿」に対応する。また、建物南面の濡縁の礎石、建物西面を「御殿」に通ずる廊下縁束の礎石などを検出した。

2) 2017-2 対象：本丸

本丸西辺では基壇状の高まりが存在をしていた。調査の結果、礎石の検出により南北 2 間 (約 4.9m) 東西 2 間 (3.9~4.0m) の建物で、南と西の外縁部で地覆石を検出した。これらは中井家指図にみられる「御亭(おちん)」に対応する建物とみられ、御殿からのみ廊下で繋がる建物であることから、将軍が茶を嗜む数寄屋風の建物と考えられる。

3) 2017-3 対象：本丸西堀

本丸の西の堀調査区で堀跡外縁の立ち上がりを検出した。堀は西外縁に並行する里道までが堀となる可能性を確認した。

堀跡は中井家指図や正徳 4 年 (1714) の指図に記されたとおり、「幅拾間」(約 19.7m) の規模を有することが分かる。深さは 2.5m 以上を測るものの堀底は確認できなかった。

(4) 平成 30 年 (2018) 度測量調査対象：本丸南辺東側土居

本丸南辺東側土居に露出する石垣の測量調査を実施した。

本丸の南東に遺存する石垣は、延長約 37.7m にわたって存在する。このうち矢穴痕を留める下部の大型石材が御殿由来の石垣と考えられる。



図 3.5 古御殿跡検出状況



図 3.6 御亭跡検出状況



図 3.7 平成 29 年 堀跡検出状況



図 3.8 本丸南東外周石垣

(5) 令和 2 年 (2020) 度発掘調査 (確認調査) 対象：本丸

本丸南端中央の「南之御門」の位置で、矢倉門とみられる建物の柱痕跡を検出した。親柱 (本柱) の根石とみられる配石遺構を確認し、その後方に 2 間分の控柱が存在する。矢倉門の東側に連続したであろう土塁は大規模な破壊を受けて現存しないが、西側には一部の削平が認められる土塁が残存する。土塁が矢倉門に接する箇所では石垣を検出した。石垣は当時の地表面である整地層上面から約 0.9m の高さが遺存していた。



図 3.9 南之御門跡の検出状況



図 3.10 土塁石垣の検出状況

(6) 令和3年(2021)度発掘調査：本丸

本丸東端中央の位置で、中井家指図に櫓門として描かれる「東之御門」の基本的な規模・構造を解明することを目的に調査区を設定した。櫓門の柱痕跡の可能性のある遺構を確認し、令和4年2月の段階で精査中である。また、調査区の一部をかつての堀の範囲まで伸ばしたところ、土塁の外側基底部に築かれた石垣を検出した。

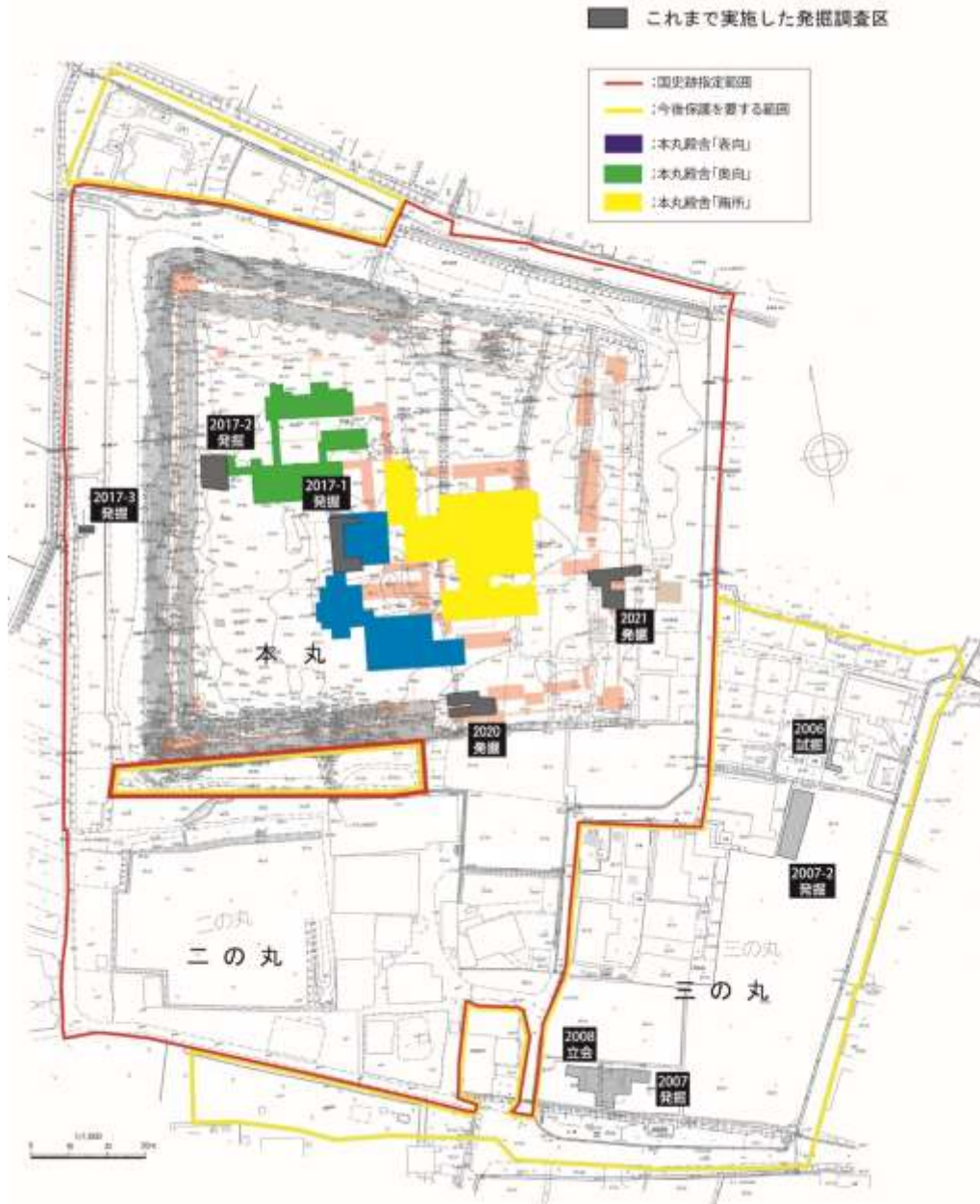


図 3.11 発掘調査位置図

(7) その他の史料等の調査

発掘調査以外の調査では、文献史料・指図史料の調査と移築伝承建築物の調査が挙げられる。

文献資料・指図史料の調査では、京都御大工頭を世襲した中井家に伝わる史料を調査した。建築図面である指図は、永原御殿のものが計6鋪存在する。家康・秀忠期の初期御殿の古指図が2鋪（「永原御茶屋古指図」Ⅰ・Ⅱ）、寛永・寛文期の指図が4鋪（「江州永原御茶屋御指図」Ⅰ～Ⅳ）ある。古指図は、寛永11年の改修以前の御殿の状況を表しており、指図Ⅱ・Ⅲは大規模な修理が行われた寛文10年（1670）年のものである。指図Ⅳは「戌六月七日～」とされ、甲戌の寛永11年（1634）年の姿を忠実に表していると考えられる。「中井家文書」は、永原御殿が改修された寛永11年の作事、寛文元年と寛文10年の御殿建築の修理の記録が残されている。

野洲市歴史民俗博物館の永原御殿復元模型は、寛永11年の指図Ⅳを基礎とし、二条城二の丸御殿の修理報告などをもとに制作したものである。

次に、移築伝承建築物の調査では、野洲市北の浄専寺表門、滋賀県草津市の芦浦観音寺書院の調査を行っている。調査の結果、浄専寺表門は規模・形状などから城・武家住宅の門であったことがうかがえたが、部材の改変が著しく、永原御殿のどの門に該当するのかは明らかにし得なかった。また、芦浦観音寺書院が永原御殿の建物であった積極的根拠も見いだせなかった。

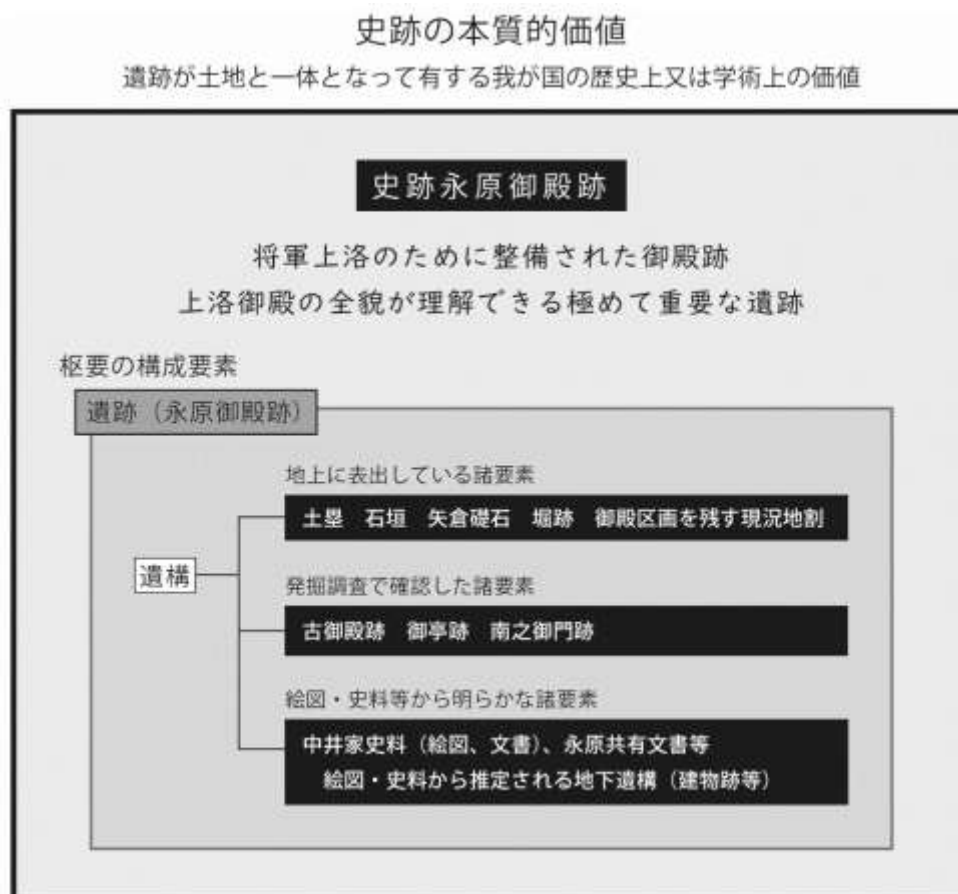
3-5 本質的価値と構成要素

(1) 史跡永原御殿跡の本質的価値

史跡永原御殿跡は、徳川將軍家が江戸時代初期に上洛時の宿泊を目的として整備した専用の御殿である。

史跡地内には、土塁・堀・石垣・地割が良好に残されており、また詳細な中井家指図や修復史料等からも上洛御殿の実態が明らかにできる日本の歴史を語る上で欠くことのできない遺跡であり、全国的に見ても極めて高い価値を有している。

「史跡永原御殿跡保存活用計画（令和3年3月）」においては、史跡永原御殿跡の価値は以下のとおりまとめられている。



(図出典：史跡永原御殿跡保存活用計画)

図 3.12 史跡永原御殿跡の本質的価値

1) 徳川将軍の上洛御殿の全貌が理解できる

全国的に上洛御殿はほとんど残っておらず、実態が不明である。その中で永原御殿跡は、本丸・二の丸・三の丸の地割を残しており、さらに本丸では土塁や堀跡の一部も残る。また発掘調査で確認された建物遺構が中井家指図と合致していることを実証し、今後の調査により御殿の全貌を解明することが期待できる。

このことから、永原御殿跡は近世初期の幕藩体制を理解するためにも欠かすことのできない遺跡である。

2) 関連史料が良好に残されている

永原御殿の作事を担った京都大工頭中井家旧蔵史料には、詳細な指図と記録が残されており、北方の浄専寺表門等移築されたと伝わる建築物が現存している。中井家指図には建物名称や平面、堀や土塁、石垣、雁木等の規模や範囲が詳細に記されている。史料には作事の内容や大工の人数・飯米等を記した修理記録があり、上洛御殿の建物構成等を明らかとする関連資料が残されている。

3) 歴史的変遷がつかめる

今日の永原御殿跡は、寛永11年(1634)に家光が拡張・新造した御殿跡である。関係資料からすると、家康は慶長6年(1601)10月に永原(『当代記』には「長原」と記す。)に宿泊していることから、家光が拡張・新造した御殿とは別に、家康が築造し秀忠の代まで利用された御殿の痕跡が地下に残る可能性が高い。

家光の御殿は、中井家の史料より、それ以前の御殿の多くを繕って建てられたことが分かる。また、慶長19年(1614)10月から寛永11年7月までに10度、御殿が使用されなくなった寛永11年以降にも寛文元年(1661)と寛文10年(1670)に修復が行われており、御殿の修造内容やその契機等を明らかにすることもできる。

4) 地理的特質と永原村との関わりが今に繋がる

永原御殿は、上方への最短道である朝鮮人街道沿いにあり、京都に最も近い御殿である。永原は、家康が天正19年(1591)に豊臣秀吉から拝領した9万石の一部にあたり、家康にとって最も西に位置するまとまった自領で、徳川家との結びつきが認められる。また永原村の史料からは、永原御殿廃絶後にも永原村が維持管理に密接に関わっており、御殿をもつ村の誇りと使命感が、今日までの遺跡保存に繋がっていたことが分かる。

5) 将軍御殿の機能や構成が明らかな遺跡である

永原御殿は、上洛御殿の中でも唯一本丸と二の丸、三の丸を備えた御殿である。本丸殿舎には、家臣と対面する複数の広間、将軍の私的な生活空間、近習らの控えの間、賄所等多くの建物が機能ごとに配置されている。これらは江戸城本丸御殿や二条城二の丸御殿に共通する構成をとり、上洛御殿に留まらず将軍御殿の機能や構成を明らかにできる全国的にも貴重な遺跡である。

(2) 史跡永原御殿跡の構成要素

「史跡永原御殿跡保存活用計画（令和3年3月）」にまとめられた、史跡永原御殿を構成する諸要素を以下に示す。

保存活用計画においては、史跡永原御殿跡を適切に保存・活用するために、史跡に関わる様々な構成要素を抽出・分類し、本質的価値を構成する要素と本質的価値以外の諸要素が示されている。また保存活用する上で、今後保護を要する範囲（追加指定予定対象地）についても諸要素が示されている。

1) 史跡を構成する諸要素

①本質的価値を構成する諸要素

本質的価値を構成する要素は、史跡永原御殿跡の枢要の要素である。その価値を損なうことなく適切に保存し、後世へ継承しなければならない。永原御殿跡では、御殿が造営された当初から廃絶するまでの間に構築されたもののうち、現在表出する土塁や矢倉礎石・石垣・堀跡、御殿区画を残す地割、発掘調査で検出した古御殿跡・御亭跡・南之御門跡等の建物遺構、中井家指図等からその配置や名称・機能等が明らかな地下遺構があげられる。

②本質的価値以外の諸要素

本質的価値以外の諸要素は、二の丸に建つ住宅や事業所、住民の利用に供されている倉庫や構築物等である。また、永原御殿跡の保存活用のために設置した説明案内板や誘導板等がある。植生・竹木は、土塁斜面等の遺構保護に必要なものと、地下遺構の保護に影響を及ぼすものがある。

2) 今後保護を要する範囲、史跡周辺の環境を構成する諸要素

①今後保護を要する範囲（追加の指定対象地）

令和3年3月現在、永原御殿跡の史跡指定地ではないものの、南東に位置する三の丸と本丸北西部は永原御殿跡に関わる地下遺構の存在が想定されることから、今後保護を要する範囲である。史跡の本質的価値と同等に認められる構成要素としては、発掘調査で検出した三の丸の馬屋跡や中井家指図から明らかな蔵や番所、堀跡等の地下遺構がある。本質的価値以外の要素には住宅、事業所、自治会館、物置やカーポート等がある。

②周辺地の史跡と関係する要素

本要素は、永原御殿の歴史や景観保全、活用を図る上で欠かすことのできない建造物や遺跡、周辺の景観等を構成するものである。これらには、御殿と密接に関わる朝鮮人街道、朝鮮人街道と御殿を往来した道（御殿道、東大手道）、移築伝承建物や伊庭御殿跡（東近江市）等の滋賀県内の徳川御殿跡、近接する菅原神社や妓王寺等がある。その他は、御殿の管理を担った地元につながる永原共有文書や指図史料、永原御殿跡の活用に必要な誘導標識等があげられる。

表 3.1 構成要素の分類

| 1. 指定地 | | | | |
|--------|---------|--------------|-----|---|
| 地区名 | 分類 | | 属性 | 主な構成要素 |
| 本丸 | 本質的価値 | | 遺構 | 本質的価値に関わる表出遺構・地下遺構（土塁、石垣、堀跡、建物礎石（古御殿跡、御亭跡、南之御門跡、矢倉跡、その他露出石材）、土塁跡基底石垣の石材、指図に描かれ存在していた建物等遺構） |
| | 本質的価値以外 | 史跡の保存・活用等に必要 | 遺構 | 本質的価値に関わらない地下遺構（永原廃寺等の永原御殿跡以前の遺構・遺跡等） |
| | | | 構造物 | 遺跡説明板、案内板、史跡標柱 |
| | | | 植生 | 竹林、竹林内の大木・雑木 |
| | その他 | その他 | 建造物 | 倉庫・駐車場、物置、資材置き場、農小屋 |
| | | | 構造物 | 焼却炉、カーポート、屋外広告看板、飛び出し注意看板、不法投棄警告看板、電柱・電線、水路、素掘溝、マンホール、地下埋設物、井戸、道路、コンクリート構造物、コンクリート擁壁、カーブミラー、駐車場、石仏等、チェーンポール |
| | | | 植生 | 果樹、茶木、雑木 |
| 二の丸 | 本質的価値 | | 遺構 | 本質的価値に関わる地下遺構（指図に描かれ存在していた建物等遺構） |
| | 本質的価値以外 | 史跡の保存・活用等に必要 | 遺構 | 本質的価値に関わらない地下遺構（永原廃寺等の永原御殿跡以前の遺構・遺跡等） |
| | | | 構造物 | 観光コース誘導板 |
| | | | 植生 | 竹林、竹林内の雑木、住宅の庭樹 |
| | その他 | その他 | 建造物 | 住宅、事業所、作業所、倉庫、物置、農小屋 |
| | | | 構造物 | 屋外広告看板、カーポート、ビニールハウス、電灯・電線、水路・マンホール、地下埋設物、道路、コンクリート擁壁、ブロック塀、街灯、石仏、チェーンポール |

(出典：史跡永原御殿跡保存活用計画)

表 3.1 構成要素の分類（続き）

| 2. 今後保護を要する範囲（追加の指定対象地） | | | | |
|-------------------------|-----------------------|--|-----|--|
| 地区名 | 分類 | | 属性 | 主な構成要素 |
| 三の丸 | 本質的価値 | | 遺構 | 本質的価値に関わる地下遺構（建物礎石（馬屋跡）、溝跡、柱穴跡、指図に描かれ存在していた建物等遺構） |
| | 本質的価値以外 | 史跡の保存・活用等に必要 | 遺構 | 本質的価値に関わらない地下遺構（永原廃寺等の永原御殿跡以前の遺構・遺跡等） |
| | | | 建造物 | 住宅、事業所、自治会館 |
| | | 構造物 | | 物置、ごみ集積所、カーポート、遊具、ビニールハウス、電柱・電線、水路・マンホール・地下埋設物、道路、石垣、コンクリート擁壁、街灯、石仏、石灯籠 |
| 植生 | 北側及び西側住宅の庭樹、公園及び植樹帯の桜 | | | |
| 本丸北西部 | 本質的価値 | | 遺構 | 指図に描かれ存在していた建物等遺構 |
| | 本質的価値以外 | 史跡の保存・活用等に必要 | 遺構 | 本質的価値に関わらない地下遺構 |
| | | | 建造物 | 住宅 |
| | | 構造物 | | カーポート、物置 |
| 植生 | 住宅の庭樹 | | | |
| 3. 周辺地 | | | | |
| 地区名 | 分類 | | 属性 | 主な構成要素 |
| 史跡と関係する要素 | | | 寺社 | 菅原神社（神門：滋賀県指定文化財）、土安神社、光念寺、妓王寺、常念寺 移築伝承建物／ 浄専寺表門、芦浦観音寺（草津市） |
| | | | 遺跡 | 北に中北遺跡、南に永原廃寺、南東に江部遺跡 永原城跡（上永原城遺跡、上永原遺跡）、小堤城山城遺跡 県内徳川御殿跡／伊庭御殿跡（東近江市）、水口御殿跡（甲賀市）、柏原御殿跡（米原市）彦根城（彦根市）、膳所城跡（大津市） |
| | | | 植生 | 南の菅原神社境内林 |
| | | | その他 | 誘導標識、朝鮮人街道、朝鮮人街道と御殿を往来した道、祇王井川 |
| 4. その他 | | | | |
| 分類 | | 主な構成要素 | | |
| 史跡と関係する要素 | | 永原共有文書、中北共有文書 | | |
| | | 野洲市歴史民俗博物館（銅鐸博物館）の永原御殿復元模型 | | |
| | | 桜生史跡公園（史跡大岩山古墳群：円山古墳、甲山古墳、天王山古墳）、案内所、その他史跡古墳公園 | | |
| | | 地域の活動拠点施設：コミュニティセンターぎおう | | |

（出典：史跡永原御殿跡保存活用計画）

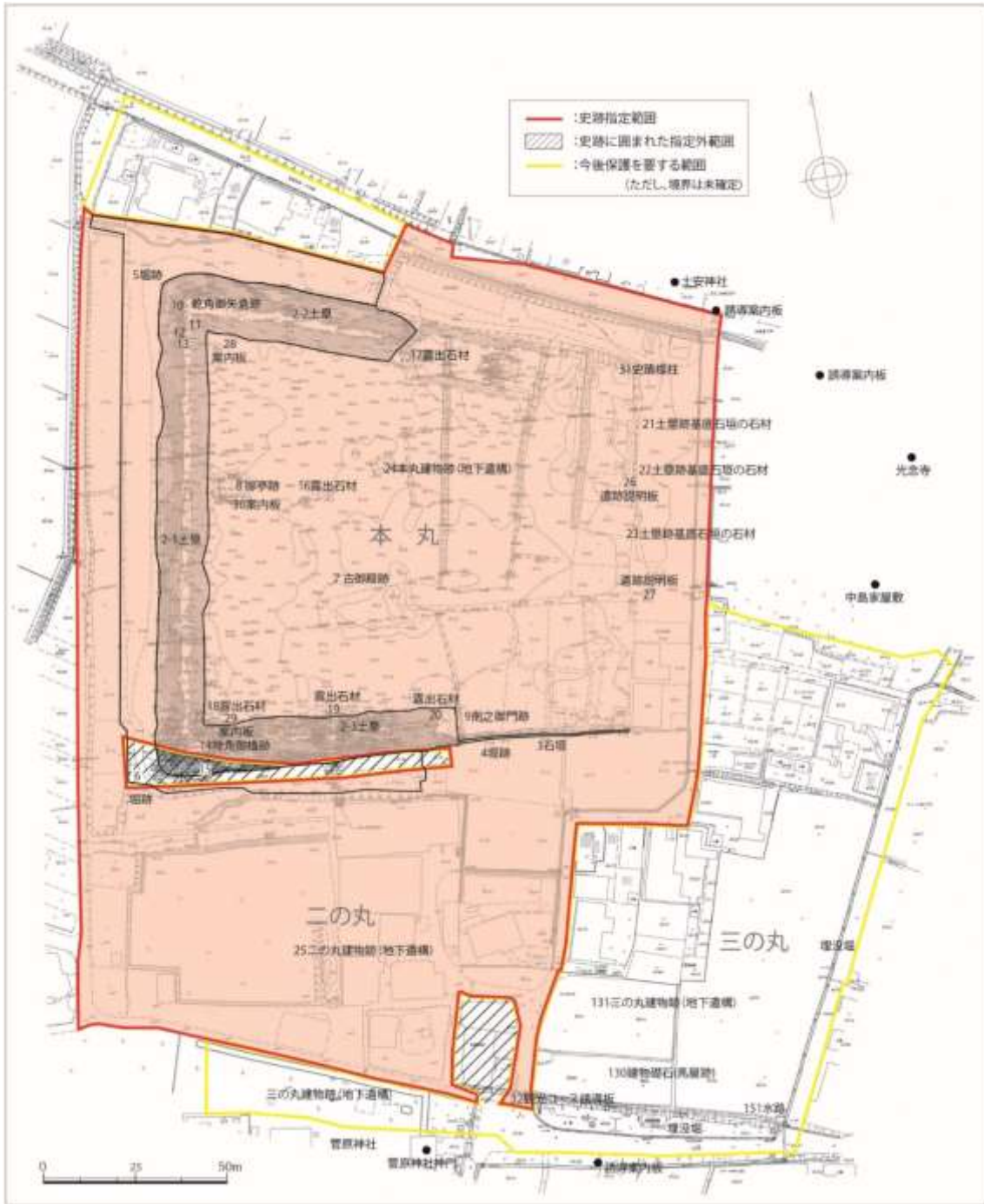


図 3.13 本質的価値を構成する諸要素位置図

出典：史跡永原御殿跡保存活用計画

3-6 史跡地の状況

史跡永原御殿跡には、本丸・二の丸・三の丸の地割が明確に残されており、本丸周囲には土塁や堀の一部も残されている。

(1) 本丸

本丸は、残存する西側土塁、建物遺構が地下に存する本丸内部（平地面）、滅失した東側土塁の3つのエリア、及び外周の堀から構成されている。

1) 本丸内部

史跡地（本丸）内部は、中央の古御殿跡付近が広場状に開けている以外は大半が竹林に覆われ、視界が狭く見通しの悪い状態となっている。また、竹林の周辺や内側には倒れた竹が多数積み重なっており、荒れた印象の空間となっている。

本丸内部はほぼ平坦な地形となっており、古御殿跡周辺には、エノキ、ムクノキなどの大木が点在している。本丸の西辺を中心に本丸外周をコの字型に取り囲むように高さ3m程度の土塁が残されているが、土塁上にも竹や樹木が密生しており、史跡地外側への見通しもほとんどきかない状態となっている。また、密生している竹の根は表層土の広範囲に広がっており、建物礎石等の個別の地下遺構に悪影響を及ぼしている恐れもある。本丸の整備を行う上では、現況の竹林が、遺構の保護や活用、整備の支障となることが懸念される。



図 3.14 古御殿跡付近：南向き（写真①）



図 3.15 坤角櫓跡から本丸内部方向：北東向き（写真②）

御亭跡などの発掘調査の行われた箇所は、部分的に竹林が伐採された草地となっている。この地点では、発掘調査以前から建物礎石の一部が露出している状態であり、周辺も含めて保護や劣化防止等の措置が必要となる。また、南之御門跡は、本丸内から外部への視界が開ける唯一の場所となっている。

本丸内部では、御亭跡・隅櫓跡の近辺に遺構の表示を立てているが、現状の表示だけでは全体的な遺構の内容を説明できておらず、遺跡の全体像が理解できない。



図 3.16 東之御門跡付近：西向き（写真③）



図 3.17 南之御門跡：南向き（写真④）



図 3.18 御亭跡：北向き（写真⑤）



図 3.19 本丸土塁跡・坤角櫓跡：南向き（写真⑥）

2) 本丸外周部

本丸西側外周には土塁及び堀跡が残存している。土塁は竹林及び樹木によって覆われており、土塁の存在や地形はほとんど判別できない。また、内部の状況も全く見えず、閉鎖的な空間となっている。土塁の外側法面の一部に斜面崩落の危険がある箇所があり、こうしたところは遺構の保護措置が必要である。

堀跡は大半が農地となっていることから、堀の形状が比較的わかりやすい状態で残されている。土塁に沿って細長く池が残されており、農業用水の一部として利用されている。



図 3.20 本丸西側外周部：北向き（写真⑦）



図 3.21 本丸西側外周部：南向き（写真⑧）

本丸北側外周部には民有地が残存しており、住宅や倉庫となっている。



図 3.22 本丸北側外周部：西向き（写真⑨）



図 3.23 本丸北側外周部：東向き（写真⑩）

本丸東側の堀跡は埋め立てられて資材置き場や駐車場などに使用されており、史跡の存在はほとんどわからない。東面土塁跡はほぼ竹林となっており、内部への見通しもきかない状態にある。東之御門付近も未整備であり、今後、史跡地への入口としての整備が求められる。



図 3.24 本丸東側外周部東之御門跡付近
：西向き（写真⑪）



図 3.25 本丸東側外周部：北向き（写真⑫）

本丸南側外周部には本丸と二の丸を隔てる堀跡が存在するが、東半分が農地とされているほか、堀跡の南北両側から竹林等が迫り、堀や土塁の存在はほとんどわからない。



図 3.26 本丸南側外周部：西向き（写真⑬）



図 3.27 本丸南側外周部：東向き（写真⑭）

（２）二の丸

二の丸は、史跡指定が行われているものの大半が民有地であり、事業所や住宅が現存するほか、一部が農地として利用されている。二の丸の範囲内には、一部に史跡の未指定地が存在しており、今後追加指定を受けて公有化に取り組む必要がある。



図 3.28 二の丸の状況：北西向き（写真⑮）



図 3.29 二の丸堀跡：西向き（写真⑯）

（３）三の丸

三の丸は追加指定の予定地であり、二の丸同様にほとんどが民有地である。現況は住宅や農地であり、南西端には江部自治会館と公園、駐車場がある。



図 3.30 江部自治会館（写真⑰）



図 3.31 江部自治会館南の公園（写真⑱）



図 3.32 三の丸の状況：北西向き（写真⑱）

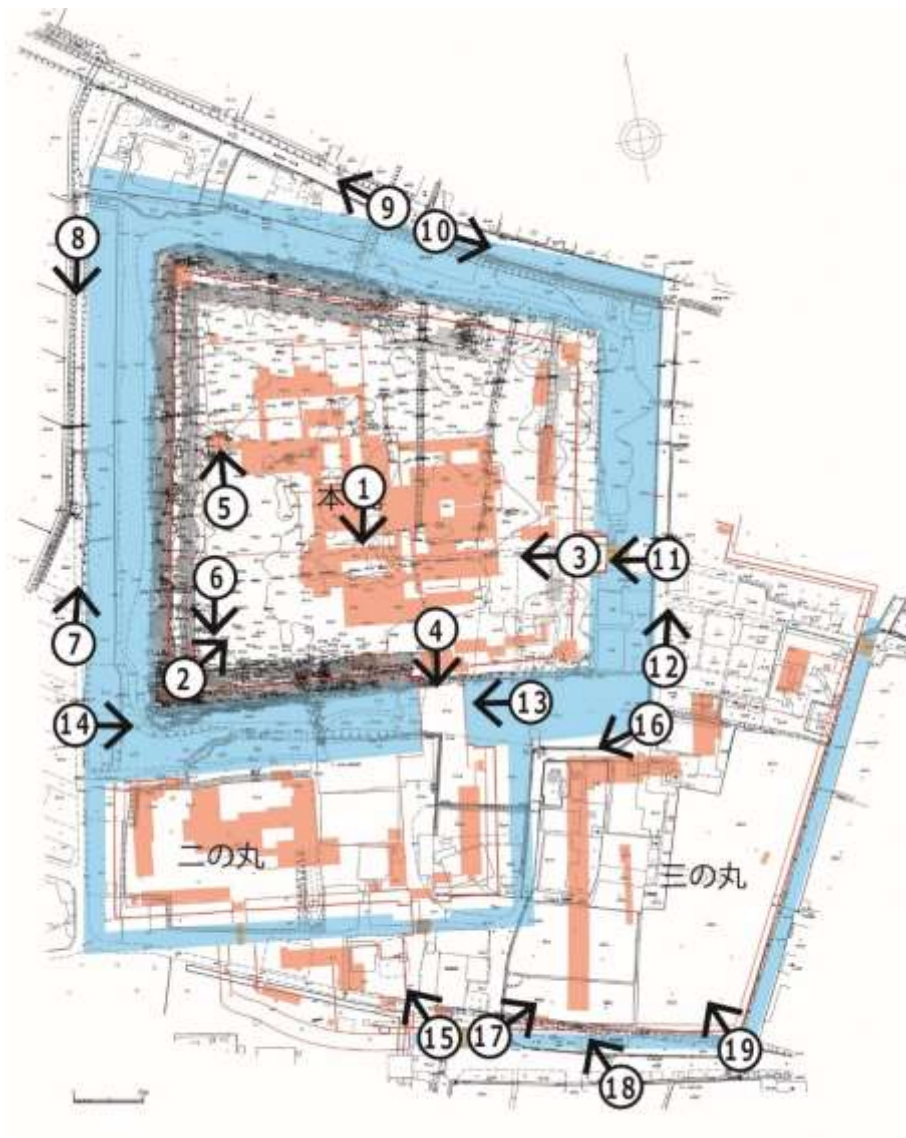
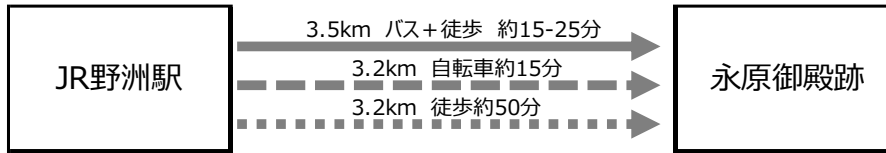


図 3.33 史跡地の現況（写真位置図）

(4) 史跡地へのアクセス

史跡永原御殿跡へのアクセスは、公共交通機関等による場合は、JR野洲駅からバス・タクシー・レンタサイクル・徒歩で史跡を訪れることになる。バスは近江鉄道バスと野洲市コミュニティバスの複数の路線が運行されているが、運行本数は1日に最大6本程度と少なく、いずれの路線も日曜祝日は運休となっている。



| 最寄りバス停 | 事業者等 | 所用時間 | | 備考 |
|---------|-------------|------|----|------------|
| | | バス | 徒歩 | |
| 家棟団地前 | 近江鉄道バス | 7分 | 8分 | 6本/日・土日祝運休 |
| | 野洲市コミュニティバス | 15分 | | 6本/日・日祝運休 |
| 野洲北中学校前 | 野洲市コミュニティバス | 20分 | 5分 | 3本/日・日祝運休 |

図 3.34 JR野洲駅から史跡地までのアクセス

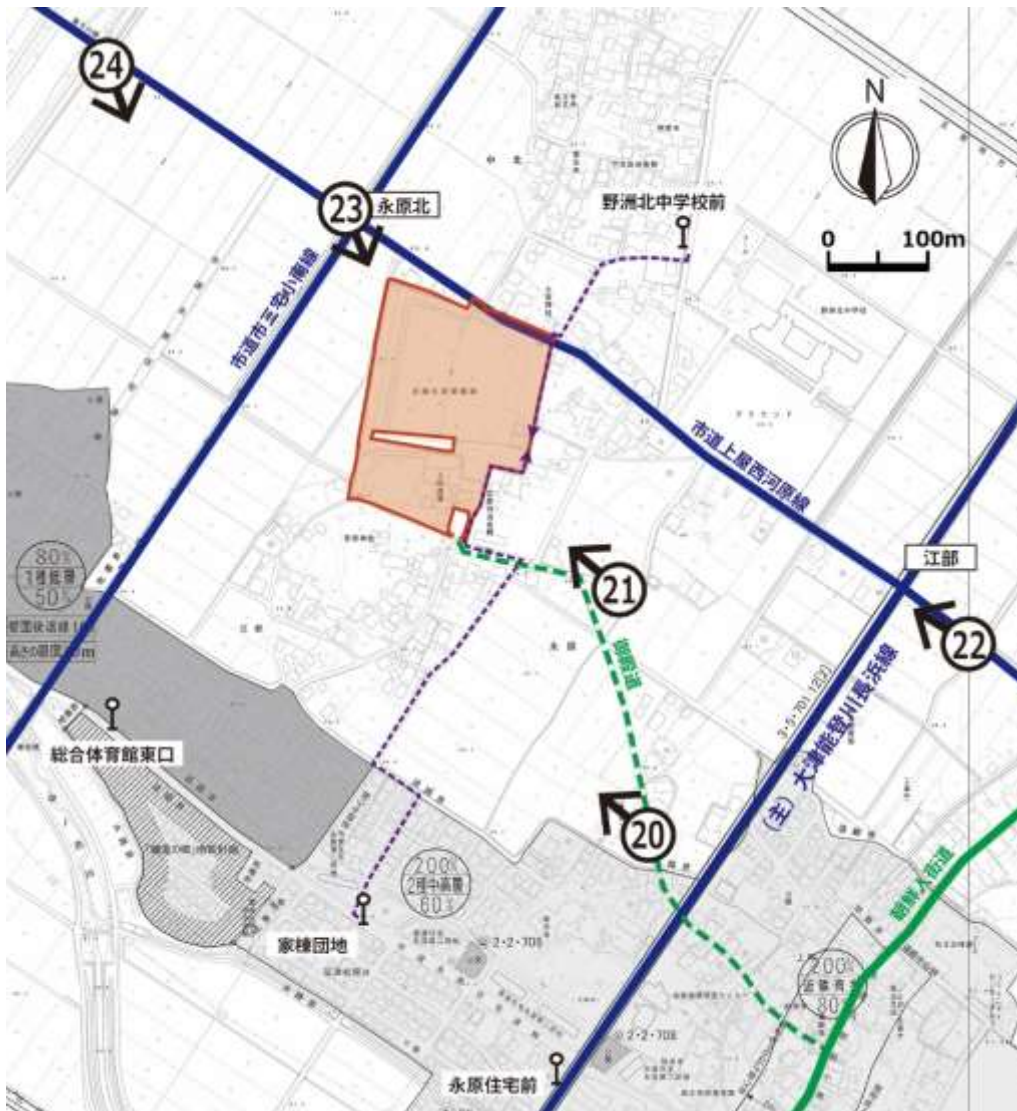


図 3.35 史跡地へのアクセス（周辺景観写真位置図）

自家用車等を利用する場合には、主要地方道大津能登川長浜線または市道市三宅小南線から、市道上屋西河原線を利用したアクセスが想定される。

現状では、公共交通機関よりも自家用車によるアクセスの利便性が高いが、現地には駐車場は設けられておらず、主要地方道大津能登川長浜線または市道市三宅小南線からのアクセス案内表示も存在しない。また、複数の路線バスからの来訪やサイクリング・徒歩による来訪者のための誘導表示もほとんど存在しないため、史跡地までたどり着くことが困難である。これらすべての来訪者が安全かつ効率的に史跡地に到着できるよう、交通案内表示を充実させる必要がある。

(5) 史跡地外部からの景観

史跡地南東側からの景観を、図 3.36-3.38 に示す。史跡地の南東側は住宅地となっており、菅原神社の社叢や史跡地の竹林が住宅地の背景となっているが、遠くからは御殿跡のイメージは感じられない。一方、東大手道側からは、県道沿いの建物などに隠れて史跡地の位置も分かりにくくなっている。



図 3.36 御殿道から見た史跡地：写真⑳



図 3.37 菅原神社参道から見た史跡地：写真㉑



図 3.38 東大手道から見た史跡地：写真㉒

史跡地北西側からの景観を、図 3.39-3.40 に示す。史跡地の北西側には農地が広がっているため、農地越しに史跡地の既存林等を見ることができ、竹林がうっそうと茂っていることから、土塁などの地形的な特徴をはじめ、史跡内部の様子はまったく分からない。竹林が外周からの景観を大きく損ねている状態であり、改善の必要がある。また、史跡地の北西約 500m に位置する童子川橋周辺からは、史跡地と三上山などが一望できる景観を望むことができる。



図 3.39 永原北交差点付近から見た史跡地：写真㉓



図 3.40 童子川橋東詰から見た史跡地：写真㉔

4 現状と課題

4-1 保存管理の現状と課題

史跡永原御殿跡における保存管理においては、一部の礎石が露出した状態にあり、土塁にも崩落箇所が見られるなど、遺構保護のための対策が必要な箇所が見かけられるほか、今後の保存管理及び整備に向けて、既存竹林や樹木の処理も課題となっている。また、史跡指定や公有化についても計画的・継続的に取り組んでいく必要がある。

史跡永原御殿跡における保存管理の現状と課題を以下に示す。

(1) 遺構保護

| 現状 | 課題 |
|---|--|
| ・土塁、堀、礎石など一部の遺構は露出した状態にある。現存する西面と北西部の堀跡は泥土が堆積した池沼となっている。 | ・露出した礎石等について、確実な遺構保存のための手法を確立することが必要とされる。 |
| ・本丸西辺の土塁外側は急傾斜となり、一部に崩落の痕跡もうかがえる。 | ・土塁や堀などの崩壊・崩落の危険がある箇所について、遺構の保護及び安全確保のための対策が求められる。 |
| ・本丸内部には竹林が繁茂し、御殿跡の存在が明確になっていない。また、地下遺構の保存に影響を与えている可能性がある。 | ・竹林などの環境阻害要因の解消及び地下遺構への影響を払しょくする必要がある。 |



図 4.1 御亭跡の露出石材：写真 A



図 4.2 坤角櫓跡付近の露出石材：写真 B



図 4.3 西側土塁の状況：写真 C



図 4.4 西側土塁（崩落危険箇所）：写真 D



図 4.5 本丸内部の現況（西側土塁及び木竹の状況）

(2) 周辺環境・景観

| 現状 | 課題 |
|--|---|
| ・本丸内部の竹林や土塁上の樹木によって、周囲から見通せない閉鎖的な空間となっており、史跡の存在や価値が認識されにくい状況にある。 | ・保存や活用を念頭に既存竹林や樹木の整理を行い、史跡そのものを顕在化させる必要がある。 ・史跡外周部の景観形成や、防犯上、管理上の観点からも見通しの改善が必要とされる。 |

(3) 史跡指定及び公有化

| 現状 | 課題 |
|---|------------------------------|
| ・二の丸付近に2か所の未指定地があるほか、三の丸及び本丸堀北端部が未指定となっている。 | ・二の丸付近については早期の追加指定を目指す必要がある。 |
| ・令和2年度末における公有地面積は約11,000㎡であり、史跡指定地の33.5%にとどまっている。 | ・継続的な公有化を図る必要がある。 |

(4) 発掘調査・研究

| 現状 | 課題 |
|--|---|
| ・現在までの発掘調査は本丸及び三の丸で行われているが、調査の範囲は限定的なものとなっている。 | ・遺構の全貌解明や、遺構の保存・表示に必要な知見を得るため、継続的な発掘調査を行う必要がある。 |

4-2 活用の現状と課題

史跡永原御殿跡における活用は、保存整備事業の取組以前については、野洲市観光物産協会や野洲市観光ボランティアガイド協会等による紹介などが主だったものであった。現地を案内する際は、内部が密生した竹やぶであったため、外側からの説明に限定されていた。平成28年の保存整備事業の着手以後は、調査整備委員会の委員を講師とした講座の開催など、徐々に事業化を推進してきている。令和2年度からは祇王学区自治連合会・妓王まちづくり推進協議会・地元江部自治会の共催・協力のもと、発掘調査体験教室などのイベントを実施した。今後もこうした事業を定着・展開させるとともに、共催・協力関係の各団体との連携を一層深めていく必要がある。

小中学校関係では、例えば歴史民俗博物館では市内小学6年生が日本史の弥生時代を学習する時期に銅鐸の展示を見学するケースが多い。永原御殿跡においても、江戸時代を学習するタイミングに合わせて現地を活用した見学を行うなど、市内各小中学校を横断する規模の取組が必要となる。

史跡永原御殿跡における活用の現状と課題を以下に示す。

(1) 地域における活用

| 現状 | 課題 |
|---|--|
| <p>・現状では、祇王学区自治連合会及び妓王まちづくり推進協議会、江部自治会などの地域活動団体と野洲市、野洲市観光物産協会、野洲市ボランティア観光ガイド協会等が、「発掘調査体験教室」など永原御殿跡を活用した事業を実施している。</p> | <p>・現在の活動団体等の活動を支援する等、連携した活動を継続展開する必要がある。</p> <p>・活用や管理運営を含めた協議会等の組織づくり等、継続的な活動が可能となるよう支援する必要がある。</p> <p>・従来は史跡地外での活動が中心であったが、史跡整備後は、現地での活動を増やしていく必要がある。</p> <p>・同時に、現地での活用が可能となるよう、活動の拠点となる施設を確保・整備する必要がある。</p> |
| <p>・学校教育の中では各学校単位の取組にとどまっており、活用が不十分な状態にある。</p> | <p>・将来的な担い手の育成など、野洲市の文化財全般に対して保存活用への意識をさらに高めるための取組が必要である。</p> |



図 4.6 永原御殿セミナーの状況 (2021.8.1)



図 4.7 現地見学会の状況 (2021.11.3)

(2) 観光における活用

| 現状 | 課題 |
|---|--|
| <p>・現状では観光利用に対応した整備は行われておらず、観光目的の来訪者はほとんど見られない。</p> | <p>・現地の案内図の充実や休憩等に対応した施設整備が必要である。</p> <p>・案内・解説の多言語化やユニバーサルデザインへの配慮等が必要とされる。</p> <p>・周辺文化財等と連携した PR 活動や情報発信を積極的に展開する必要がある。</p> <p>・上洛御殿や関連史跡を有する自治体との広域ネットワークの形成や、調査研究に観光を含めた情報発信を行う必要がある。</p> |

表 4.1 永原御殿跡の主な活用・情報発信一覧（令和元年以降）

| 年月日等 | 内容等 | 場所等 |
|-------------------|---|--|
| R01.6.2 | 『やすまる広場井戸端トーク』「永原御殿の史跡化について」展示 | 市民活動支援センター |
| R01.7.13 ～9.29 | 令和元年度夏期テーマ展「地図からはじめる考古学」 永原御殿跡出土遺物展示 | 野洲市歴史民俗博物館 |
| R01.8.31 | 令和元年度夏期テーマ展関連企画「地図からはじめる考古学」遺跡報告会 「指図の内容を裏付けた発掘調査－永原御殿跡－」 福永清治（市文化財保護課） | 野洲市歴史民俗博物館 |
| R01.9 | 『永原御殿跡総合調査報告書』刊行 | 野洲市教育委員会発行 |
| R01.9.1 | 歴史の小窓－学芸員のメッセージ 180 「指図の内容を裏付けた発掘調査－永原御殿跡－」 福永清治（市歴史民俗博物館） | 広報やす 2019年9月号 |
| R01.11.15 | 『ぶん活かわら版』第12号 「国の史跡に新指定!!永原御殿跡及び伊庭御殿跡」 | 滋賀県文化スポーツ部 文化芸術振興課文化財活用係 |
| R01.11.17 | 生涯学習出前講座『掘り出された文化財』 「永原御殿跡・浄専寺表門」進藤武（市文化財保護課） | 北自治会館、永原御殿跡 ほか |
| R01.12.21 | 第39期（2019年度）つがやま市民教養文化講座 「徳川将軍家『永原御殿跡』」進藤武（市文化財保護課） | ライズヴィル都賀山 |
| R02.2.1 | 永原御殿跡調査成果講演会 「永原御殿の施設の特質」山岸常人氏（京都大学名誉教授） ※会場にて永原御殿跡出土品・発掘調査など写真パネルを展示 | コミュニティセンターぎおう （妓王まちづくり推進協議 会共催） |
| R02.2.2 | 江戸遺跡研究会第32回大会『徳川御殿の考古学』 「近江の徳川御殿-永原御殿-」進藤武（市文化財保護課） | 駒澤大学駒澤キャンパス （江戸遺跡研究会主催） |
| R02.3 | 令和元年度近江の文化財を活用した県民・地域健康増進事業 『文化財を活用した健康増進ウォーキングガイドブック』刊行 | 滋賀県教育委員会発行 |
| R02.6.1 | 歴史の小窓－学芸員のメッセージ 189 「徳川家康・秀忠・家光の3人の将軍が利用した永原御殿」 齊藤慶一（市歴史民俗博物館） | 広報やす 2020年6月号 |
| R02.7 | 永原御殿跡セミナー／発掘調査体験教室 | 永原御殿跡現地 コミュニティセンターぎおう （妓王まちづくり推進協議 会共催） |
| R02.7～8 | 発掘調査体験教室・発掘調査体験 永原御殿跡本丸「南之御門」 | 永原御殿跡現地 （妓王まちづくり推進協議 会共催） |
| R02.11.29 | 国史跡指定記念フォーラム 『永原御殿跡-遺跡の保存活用とこれからのまちづくり-』 「永原御殿跡の概要とこれまでの取組」福永清治（市文化財保護課） 「将軍家の屋敷・御殿」山岸常人氏（京都大学名誉教授） 「江戸時代の永原御殿」東谷智氏（甲南大学文学部教授） 「永原御殿跡とまちづくりの可能性」 岩田千鶴子氏（妓王まちづくり推進協議会会長） 「永原御殿設置の歴史・地理的背景について」 大橋信弥氏（元滋賀県立安土城博物館次長兼学芸課長） | 野洲文化小劇場 （妓王まちづくり推進協議 会共催） |
| R02.11.29 | 『「永原御殿」ブックレット』作成 | 野洲市教育委員会発行 |
| R02.12.12 | 令和2年度滋賀県立安土城考古博物館講座『近江の歴史 Part2』 「永原御殿跡」進藤武（市文化財保護課） | 滋賀県立安土城考古博物 館 |

| | | |
|------------------------|---|-------------------------------|
| R03.1.30 | 令和2年度第5回生涯学習カレッジ 「徳川将軍と永原御殿講座」進藤武（市文化財保護課） | 野洲市歴史民俗博物館 |
| R03.2.27 | 永原御殿跡本丸「南之御門」発掘調査現地説明会 | 永原御殿跡現地（妓王まちづくり推進協議会共催） |
| R03.3.26 | 『「永原御殿」パンフレット』作成 | 野洲市教育委員会発行 |
| R03.7.31 R03.8.1 | 永原御殿セミナー／発掘調査体験教室 | 野洲市防災コミセン （妓王まちづくり推進協議会共催） |
| R03.11.3 | 永原御殿跡発掘調査区等現地見学会 | 永原御殿跡現地（妓王まちづくり推進協議会共催） |
| R03.12.18 R03.12.09 | 「お城 EXPO2021」の滋賀県ブースへのパンフレット等配架 | 横浜市「パシフィコ横浜ノース」 |
| R04.1.14 | 『「永原御殿」横断幕・のぼり旗』作成 | 野洲市教育委員会作成 |
| R04.2.27 | 『「永原御殿ってなあに？」紙芝居・ブックレット』作成 | 野洲市教育委員会作成 |

（出典：永原御殿跡保存活用計画に加筆）



図 4.8 紙芝居練習風景



図 4.9 紙芝居（表紙）

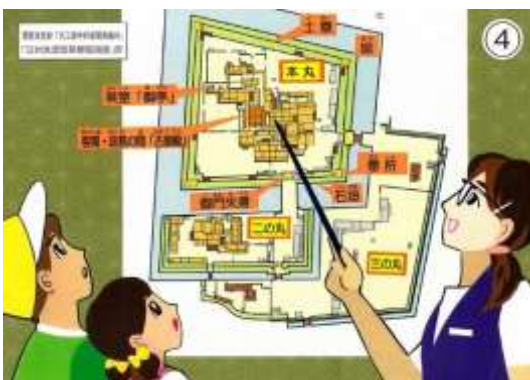


図 4.10 紙芝居（場面）



図 4.11 紙芝居（場面）

4-3 整備の現状と課題

史跡永原御殿跡における整備は、史跡説明板や史跡標柱等の設置に留まっており、遺構の表示や便益施設、公開活用のための施設等の整備はほぼ未着手の状態にある。今後の整備においては、史跡の活用につながる施設整備が求められる。

史跡永原御殿跡における整備の現状と課題を以下に示す。

(1) 遺構表現

| 現状 | 課題 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・現状は遺構の表示や解説等の施設がほとんど未整備であることから、どれが遺構なのか存在もわからない状態となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・永原御殿の本質的価値を伝えるためにふさわしい表現を検討する必要がある。 ・本丸内部は平坦な地形であることから、空間の広がりや把握しやすくするため、本丸全体を俯瞰できるような視点場を設ける必要がある。 |

(2) 修景及び植栽

| 現状 | 課題 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・本丸のほぼ全体がうっそうとした既存竹林や既存木に覆われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・外周りからの景観の改善を図り、史跡地を顕在化する必要がある。 ・本丸内の既存竹林や既存木は、遺構表現上も支障となることが予想されるため、地上部の伐採や地下茎の除去、新たな根系の侵入防止対策などを検討する必要がある。 ・植栽地等への管理負担の軽減方策を検討する必要がある。 |

(3) 案内・解説施設

| 現状 | 課題 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・本丸内に、史跡説明板が2基、案内板（名称表示）3基、史跡標柱1基が設置されているが、個々の遺構に対する解説等が行われていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・空間や施設等の整備の進展に合わせ、案内・サインシステムの充実を図る必要がある。 ・現地における情報提供の手段として、来訪者の理解を助けるとともに、楽しんで学べるような案内・解説を行う必要がある。 ・日常的なメンテナンスや情報更新が容易なものとする必要がある。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・県道等のメインアクセスからの誘導サインも設置されておらず、史跡地へのルートや進入経路がわかりにくい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・史跡地の整備に合わせ、広域からの誘導サインを設置する必要がある。 ・周辺集落への不用意な自家用車等の進入を防ぐ必要がある。 |



図 4.12 史跡説明板：写真 E



図 4.13 史跡標柱：写真 F



図 4.14 案内板（名称表示）：写真 G



図 4.15 案内板（名称表示）：写真 H

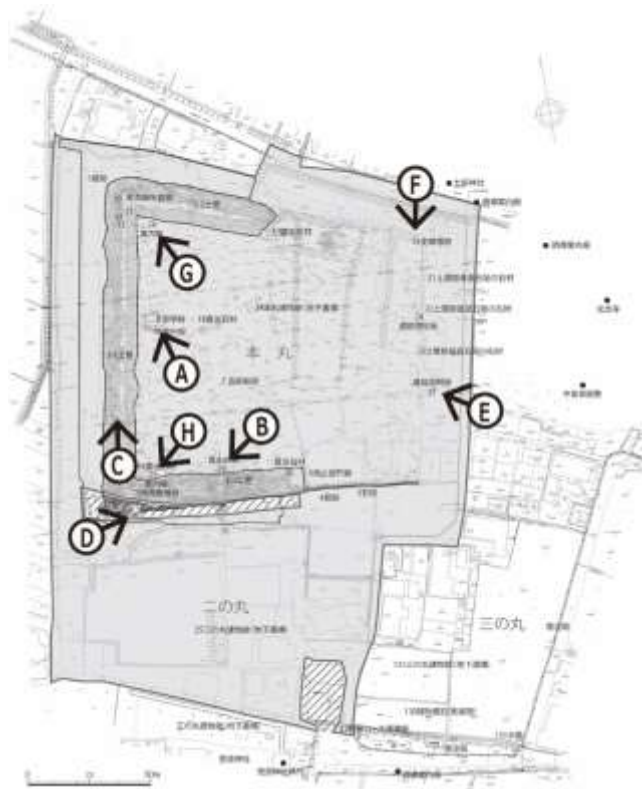


図 4.16 課題写真位置図

出典：史跡永原御殿跡保存活用計画（に加筆）

(4) 管理施設及び便益施設

| 現状 | 課題 |
|-------------|--|
| ・現状は未整備である。 | ・今後の史跡整備に合わせ、来訪者が休憩等に利用できる便益施設（あずまや・ベンチ等の簡易な休憩施設）を整備する必要がある。 ・史跡地内の施設整備は、管理・運営の考え方を踏まえる必要がある。 |

(5) 公開活用及びそのための施設

| 現状 | 課題 |
|-------------|--|
| ・現状は未整備である。 | ・遺物や資料の屋内展示及び解説を行い、来訪者の理解を助ける施設を設ける必要がある。 ・施設整備においては、休憩やトイレ利用などのサービスの提供も可能な、複合的な機能を持った施設として整備する必要がある。 |

4-4 管理・運営体制の現状と課題

これまでの史跡永原御殿跡の管理・運営の体制は、保存管理を土地所有者・江部自治会・野洲市が行い、活用事業を野洲市と地域活動団体が協働で実施してきた。今後は両者相互の一層の理解・協力の促進が必要となる。また、野洲市においても、文化財保護課が運営主体となりながらも歴史民俗博物館・生涯学習スポーツ・企画調整・協働推進・都市計画・商工観光・学校教育等の関係課との情報共有・相互連携を図る必要がある。

史跡永原御殿跡における管理運営・体制の現状と課題を以下に示す。

(1) 運営管理

| 現状 | 課題 |
|--|---------------------------------|
| ・現状では、祇王学区自治連合会及び妓王まちづくり推進協議会、江部自治会などの地域活動団体と野洲市、野洲市観光物産協会、野洲市ボランティア観光ガイド協会等が、永原御殿跡を活用した事業を実施している。 | ・地域活動団体や観光関連団体との協力を継続していく必要がある。 |

(2) 日常管理

| 現状 | 課題 |
|---|--|
| ・野洲市が管理団体指定を受け、山林の地目で日常管理が行き届かない用地の管理を野洲市が行っている。公有化が及んでいないその他の地目の用地は土地所有者が日常管理を行っている。 | ・土地の公有化後、整備に至るまで野洲市が管理・運営を行う。また、整備後は地元団体を主体とした管理・運営体制を構築する必要がある。 |

5 整備の基本的考え方

5-1 保存活用計画における考え方

保存活用計画においては、史跡永原御殿跡を確実に保存し有効に活用していくための「保存活用の大綱」として、以下の諸点を示している。

【保存活用の大綱】

- ・日本の近世社会、徳川幕藩体制の成立を象徴する史跡永原御殿跡の本質的価値の保全と継承。
- ・将軍御殿の壮観さについての、実体感が得られる学びの場の創出。
- ・永原御殿跡を市民と協働して保存活用を行い、野洲市の歴史文化を通して郷土の愛着を育む機会と場の創出。

また、「保存活用の大綱」を踏まえた「史跡の望ましい将来像」及び「基本方針」を、以下のよう

【史跡の望ましい将来像】

- ①史跡永原御殿跡は、徳川家康・秀忠・家光の三代の将軍が上洛の際に宿泊した御殿であり、この史跡が持つ固有の歴史的価値を保全し、正しく後世に伝えていく。
- ②史跡永原御殿跡は、上洛御殿の中でも本丸、二の丸、三の丸で構成され、各施設の用途や機能が明らかである。将軍御殿の壮観さを示し、現地で実体感が得られる学びの場を目指す。
- ③史跡永原御殿跡の保存活用に多くの市民や地域活動団体が関わり、価値観を共有することで、市民の誇りを醸成する。

【基本方針】

1. 保存管理の基本方針

史跡永原御殿跡の本質的価値を次世代へ確実に継承できるよう、本市の歴史的シンボルとして永原御殿跡の本質的価値を構成する諸要素を適切に保存管理する。

2. 活用の基本方針

史跡永原御殿跡の本質的価値を広く発信し、学校教育、生涯学習、地域学習等さまざまな機会に永原御殿跡の魅力を伝えていく。来訪者の利便性の向上を図り、史跡が市民に親しまれ、新たな地域文化を創造する活動拠点を目指す。

3. 整備の基本方針

永原御殿跡の本質的価値を構成する諸要素を適切に保存し、御殿の壮観さの実体感が得られる魅力ある整備を目指す。

4. 運営・体制の基本方針

野洲市と地域活動団体等が協力して、保存活用の運営体制を構築し、関係諸機関との連携による効果的な保存活用を進める。

出典：史跡永原御殿跡保存活用計画

5-2 整備の基本理念と基本方針

本整備基本計画では、保存活用計画の大綱・将来像・基本方針を踏まえ、市民に愛着をもって親しまれる史跡の姿を具現化すべく、整備の基本理念と基本方針を次のように設定する。

【整備の基本理念】

- 地域の人々によって守り継がれてきた史跡永原御殿跡を市民の誇りとして確実に保存・継承し、整備活用を通じてその本質的価値を広く発信する。
- 史跡永原御殿跡の本質的価値を顕在化させるため、将軍上洛御殿の規模や機能を体感でき、魅力を伝える空間とする。
- 市民との協働による史跡整備や公開活用を展開し、地域の歴史文化の核として、史跡を活かした魅力あるまちづくりに貢献する。
- 調査や公有化の進捗状況を想定し、整備範囲の拡大に合わせた施設整備や動線の設定など、段階的な整備を行う。

【整備基本方針】

【保存管理に関する基本方針】

- 史跡永原御殿跡の本質的価値を顕著に示す地割を活かすとともに、本丸西側土塁、堀、石垣などの現存する構成要素（遺構）を発掘調査によって明らかにし、確実に保存する。
- 竹林などの既存植生の適切な管理によって史跡の景観や環境を整え、その顕在化を図る。

【活用に関する基本方針】

- 発掘調査や各資料調査の成果に基づき、来訪者に分かりやすい展示手法を検討し、多様な手段による情報発信を行う。
- 整備にあたっては、発掘調査をはじめ、市民も参加できる機会を設定する。
- 地域の歴史への理解を深めるため、祇王学区を中心とする周辺文化財と一体となった活用を行う。

【整備に関する基本方針】

- 本丸東側土塁や櫓門などの復元的整備によって往時の外観を再現するなど、将軍上洛御殿の規模や空間構成の実体感につながる整備を行う。
- 継続的な発掘調査により将軍上洛御殿の全貌を明らかにし、中井家指図を活用して御殿建築の等大の平面表示を行うなど、将軍御殿の間取りや機能を理解できる整備を図る。
- 解説・案内や便益施設等の整備により、遺跡の理解を助けるとともに来訪者の利便性や快適性の向上を図る。

【運営に関する基本方針】

- 地元自治会やまちづくり協議会、小中学校と連携した公開活用・管理運営を目指す。
- 維持管理のしやすさに配慮した整備を図る。

6 整備基本計画

6-1 全体計画及び地区区分計画

(1) 全体計画

- 史跡永原御殿跡の本質的価値である将軍上洛御殿の規模や構造を来訪者に正しく理解してもらうため、往時の姿をできるだけ再現する。
- 本丸に加え、二の丸及び三の丸を備えた唯一の上洛御殿であることから、それらの地割や土塁・堀などの構成要素を活かした整備を行う。
- 門跡や土橋などについて、往時の機能を踏まえ、各ゾーンへのエントランスとして活用する。
- 史跡の追加指定や土地公有化の進捗を踏まえ、ゾーンの状況に合わせた段階的な整備を行う。

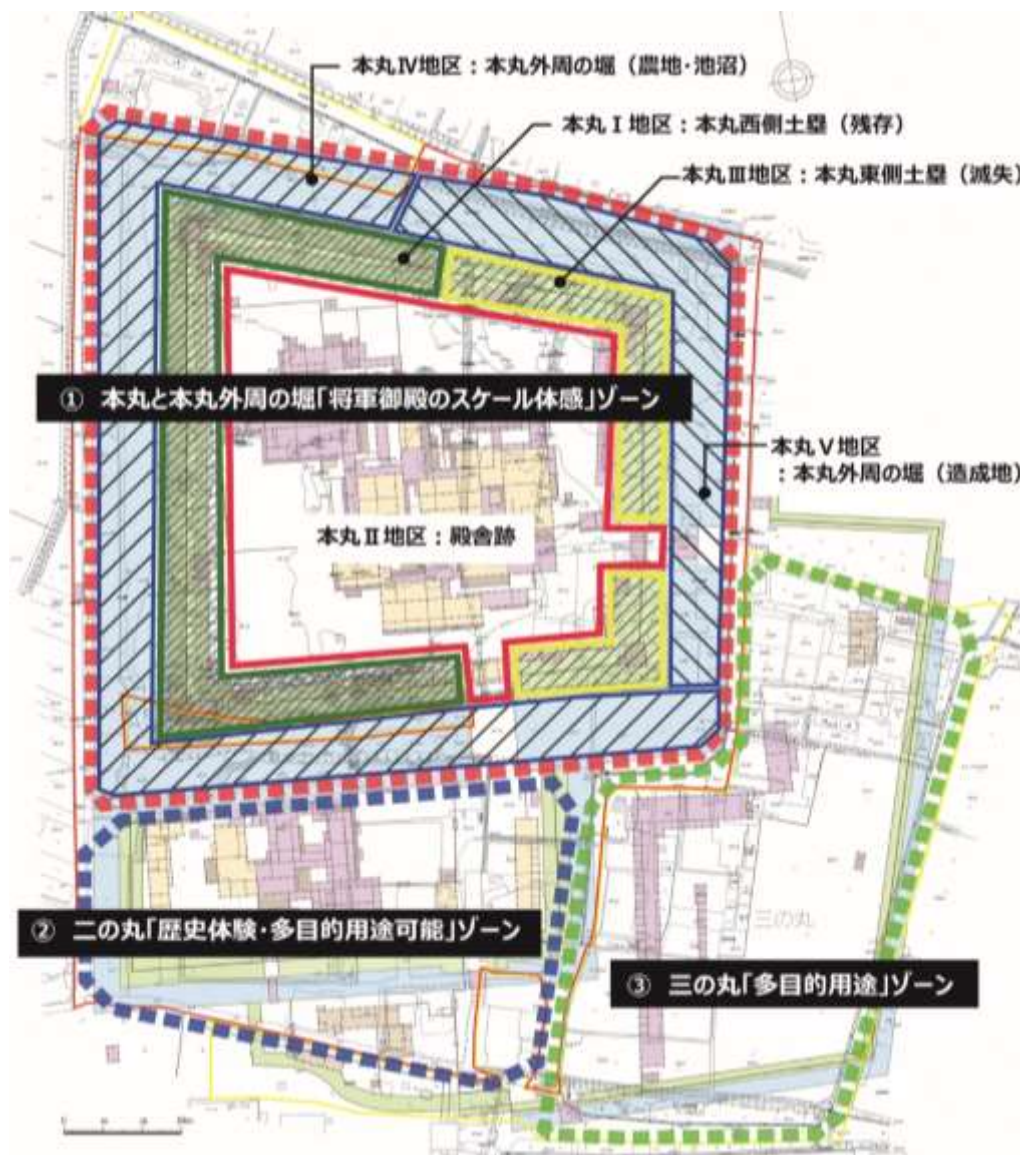


図 6.1 ゾーニング計画図

(2) 地区区分計画

1) ゾーニング

- ・史跡永原御殿跡の本質的価値を顕著に示す地割に基づき、①本丸と本丸外周の堀、②二の丸、③三の丸、の3つのゾーンに区分して整備を行い、空間の特徴を顕在化させる。
- ・本丸内部は、地区ごとの特性に合わせて5つの地区（Ⅰ地区：本丸西側土塁、Ⅱ地区：殿舎跡、Ⅲ地区：本丸東側土塁、Ⅳ地区：本丸外周の堀（農地・池沼）、Ⅴ地区：本丸外周の堀（造成地））に細区分し、それぞれに整備の内容・手法等を設定する。
- ・ゾーニング計画図を、図 6.1 に示す。

2) 各ゾーンの機能と整備方針

- ・各ゾーンとも、本質的価値に関わる要素（中井家指図に描かれていた建物等の表出遺構及び地下遺構）の保存と活用を図るものとし、各ゾーンの整備方針を表 6.1 に示す。

表 6.1 各ゾーンの整備方針

| ゾーン | 整備方針 | 整備段階 |
|--------------------------------|--|------|
| 整備の細区分 | | |
| ①本丸と本丸外周の堀 「将軍御殿のスケール体感」ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・遺構を保護し、確実な保存を図る。 ・外周の土塁・堀の整備を行い、内部の建物遺構等の表示と併せ、将軍上洛御殿の構造や規模を体感できるものとする。 | 第1期 |
| Ⅰ地区：本丸西側土塁（残存） | <ul style="list-style-type: none"> ・崩落危険個所の修復を行い、遺構の確実な保存を図る。 | |
| Ⅱ地区：殿舎跡 | <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保護盛土を行い、検出遺構と中井家指図をもとに建物遺構等の表示を行う。 | |
| Ⅲ地区：本丸東側土塁（滅失） | <ul style="list-style-type: none"> ・外周の土塁を復元的に整備する。 | |
| Ⅳ地区：本丸外周の堀（農地・池沼） | <ul style="list-style-type: none"> ・低地を埋め戻して遺構を保護し、空堀状の表示を行う。 | |
| Ⅴ地区：本丸外周の堀（造成地） | <ul style="list-style-type: none"> ・周囲との段差や表装で区別し、空堀状の表示を行う。 | 第2期 |
| ②二の丸 「歴史体験・多目的用途可能」ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・将軍上洛御殿の地割をとどめる空間として用地の公有化を継続し、保存・整備を図る。 ・多目的な用途にも使用できるよう、全体に段差を抑制し、植栽や憩いの設備を充実させた整備とする。 ・遺構の保護盛土を行い、検出遺構と中井家指図をもとに堀・土塁・建物遺構等の表示を行う。 | |
| ③三の丸 「多目的用途」ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・当面は史跡指定の同意取得に取り組み、承諾が得られた場所に説明板等を設置する。 ・「馬場」としての空闲地を活用し、多目的な用途を想定した整備とする。 ・三の丸及び本丸北辺の堀の整備にあたり、住民（土地所有者）の意向を踏まえつつ、追加指定及び用地公有化に取り組む。 | 第3期 |

※第1期（短期）は、概ね6年、第2期（中期）は5～10年とし、以降を第3期（長期）とする。

※「修復」：露出した遺構について、現状の形状・状態を維持するために最低限の保護処置を行うことをいう。

※「復元」：往時の規模・構造・形式を忠実に再現することをいう。

※「復元的整備」：利活用等の観点から外観を忠実に再現しつつ、内部の意匠・構造を一部変更して再現することをいう。

※「表示」：地下遺構の位置や範囲を顕在化させることをいう。

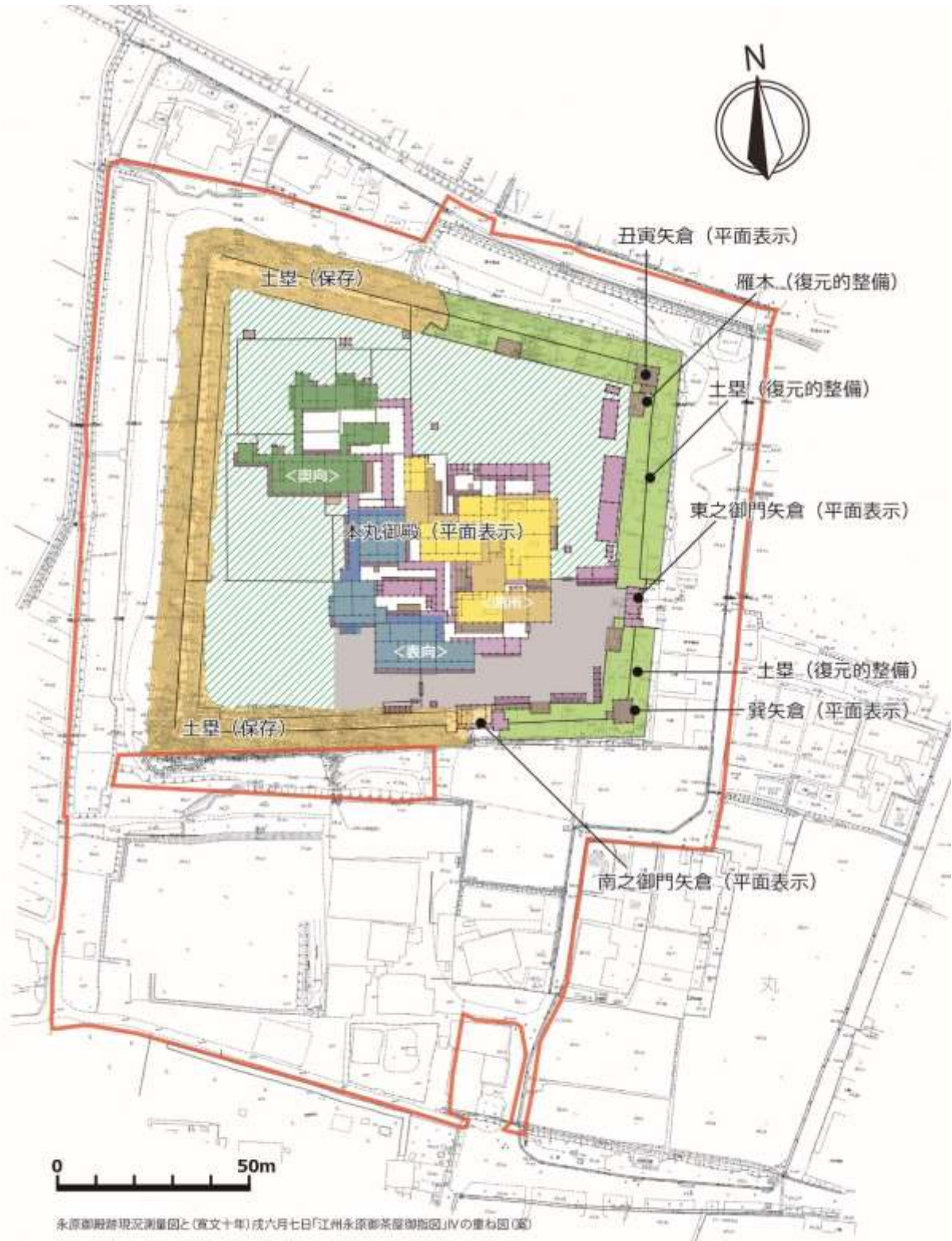


図 6.2 永原御殿跡整備計画平面図（第 1 期 案）

※ 二の丸周辺の未指定地については、令和 5 年の追加史跡指定を目指す。

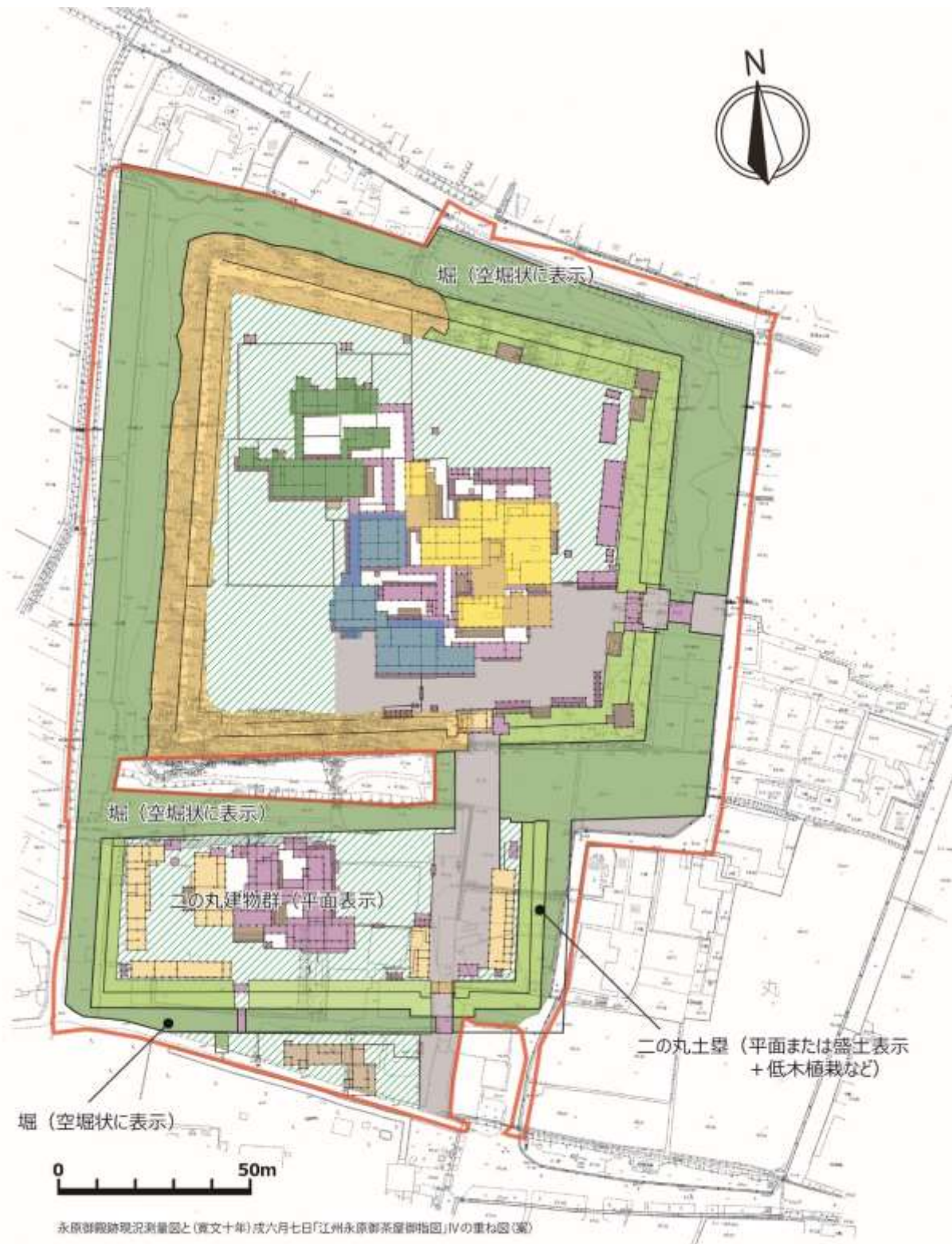


図 6.3 永原御殿跡整備計画平面図 (第 2 期 案)

※ 二の丸周辺の未指定地については、令和 5 年の追加史跡指定を目指す。

6-2 遺構保存に関する計画

(1) 露出遺構の保存

- ・土塁・石垣等の露出遺構については、現況の維持・保存に努める。地形造成と併せ、崩壊・崩落の危険のある個所について、別途調査・確認の上、優先的に修復を行う。

(2) 埋没遺構の保存

- ・郭内部の建物遺構については覆土によって保護するものとし、現況の覆土上に保護盛土を行い、遺構面から60~80cmの保護層を設けた上で建物等の遺構表示を行う。なお、遺構の保護を確保した上で、表示の手法上盛土を薄くする場合もある。

(3) 土塁と堀の保存及び表現

- ・残存する西側土塁（本丸I）は、隅櫓2ヶ所の縁辺部分をはじめ、その他の箇所にも崩落の痕跡がある。総じて外側斜面が急勾配であり、今後の調査結果を踏まえて崩壊危険箇所等の修復を行う。
- ・堀についても護岸構造等の調査結果を踏まえて修復等を行い、土塁とともに永原御殿の外周を固める一連の施設として保存する。

(4) 既存竹林・樹木の取扱い

- ・遺構の保存や表示・活用等の支障となる既存の竹林・樹木については、伐採・除去を原則とする。

6-3 動線計画

(1) 史跡地内の動線

1) エントランス

- ・かつての本丸への入口であった2ヶ所の門跡（南之御門跡及び東之御門跡）について、本来の機能を踏まえ、本丸ゾーンへのエントランスとして活用する。

2) 見学者動線

- ・本来の順路であった三の丸から二の丸を経て本丸と続くルートを見学者の主動線として位置づけ、永原御殿の正門であった南之御門跡を見学者のメインエントランスとする。
- ・堀の表示に合わせて堀を渡る土橋や橋跡の表示を行い、見学者の動線の一部として活用することで、往時の空間を追体験できるものとする。
- ・二の丸及び本丸では、殿舎跡等の平面的な遺構表示を想定しており、遺構表示部分は自由に移動して見学できるスペースとして整備する。また、車いすによる見学にも対応したものとする。

3) 管理動線

- ・本丸内の土塁に沿って、管理車両（カートまたは軽トラック程度）の通行を想定した管理動線を設置する。
- ・東之御門跡を管理動線のエントランスとする。

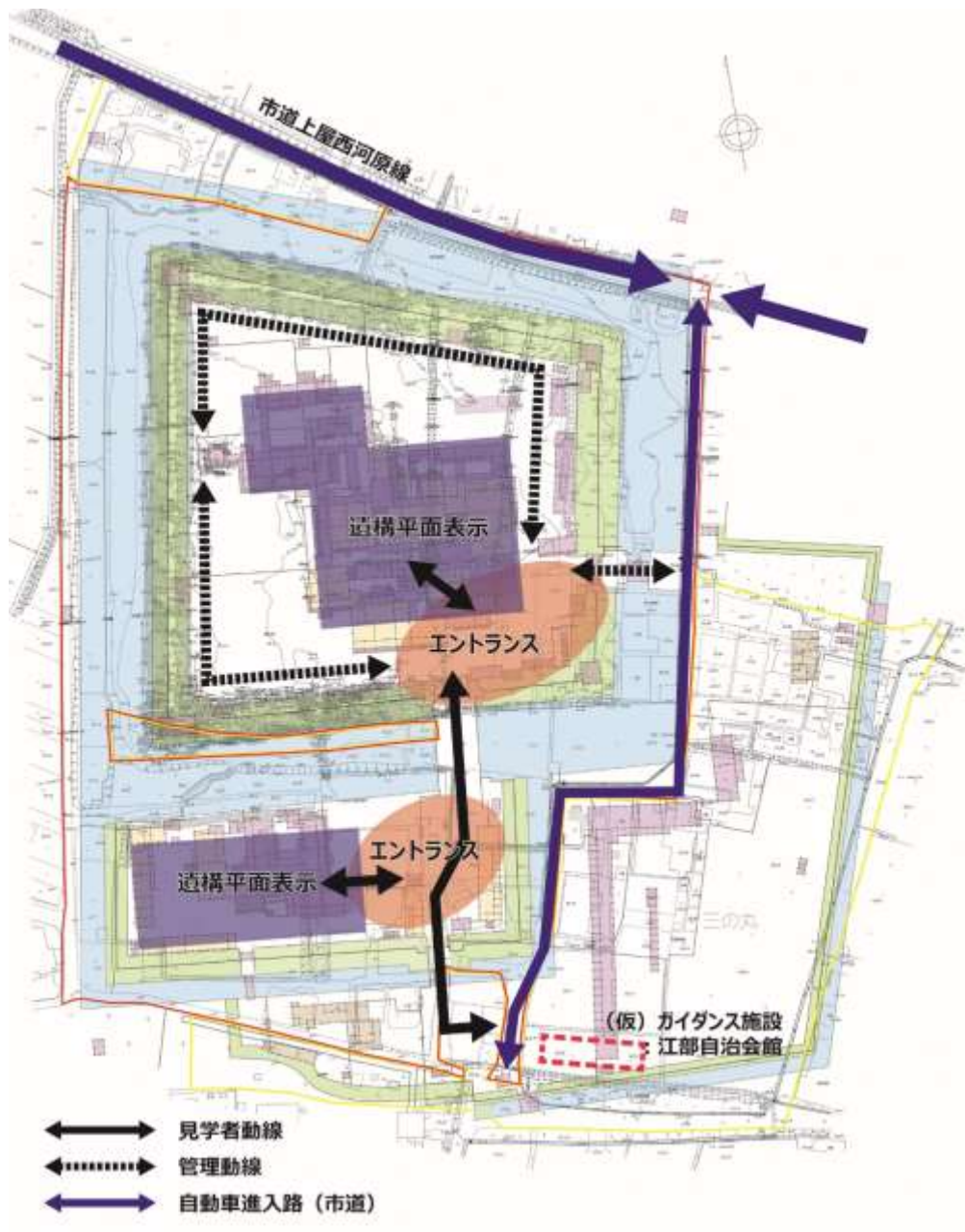


図 6.4 動線計画図

(2) 周辺地域を含めた動線

- ・徒歩による外部からの動線は、往時のメインルートであった朝鮮人街道から常念寺脇を経て永原御殿に至る「御殿道」を活用し、沿道の文化財等と連携した利用の促進を目指す（6-9参照）。
- ・自家用車等による外部からの動線は、史跡地東側の主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）「江部」交差点、または西側の市道市三宅小南線「永原北」交差点から、史跡地北側の市道（市道上屋西河原線）を経由したルート进行想定し、見学者動線に安全かつ効率的に接続できる三の丸周辺域において駐車場等の用地確保に向けて取り組む。

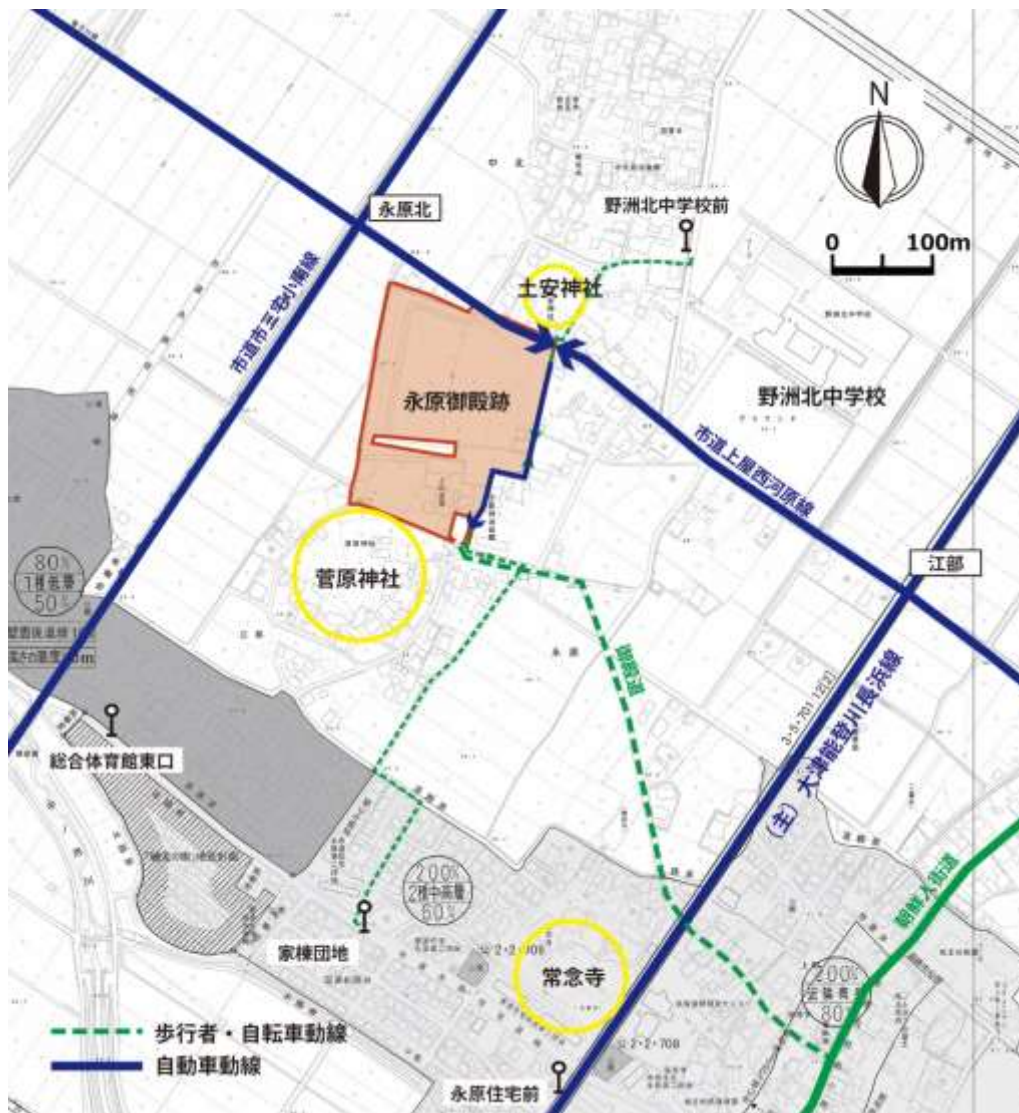


図 6.5 動線計画図（周辺）

6-4 遺構の表現に関する計画

- 史跡永原御殿跡の本質的価値を顕著に示す地割や土塁・堀などの要素を活かし、顕在化させるための整備を行う。
- 本丸外周の土塁及び堀については、残存する西側部分の構造を参考に復元的整備を行って將軍上洛御殿の規模や空間構成を現地に再現し、来訪者が体感しやすいものとする。
- 御殿（殿舎跡）は、発掘調査及び中井家指図に基づく平面表示を行うものとし、あらかじめ保護盛土を行った上で、建物の規模や間取り・機能（構成）などを原位置に示すものとする。
- 東側土塁の南面及び東面にあった櫓門（2か所）について、永原御殿跡のシンボルとなる建物として将来的な復元を目指す。

(1) 土塁

- ・残存する本丸西側土塁（Ⅰ地区）は、露出した遺構として保存・展示するために必要な修復及び浸食・崩壊防止の措置を行う。土塁上の既存竹林や樹木は必要に応じて伐採する。
- ・現存しない本丸東側土塁（Ⅲ地区）は、西側土塁の発掘調査結果を受けて、復元的整備を行う。整備した土塁上には、本丸内部を見渡せる視点場を設ける。
- ・土塁とともに、石垣・雁木も一部で復元的整備を行う。整備した雁木は、見学・説明時の観覧席等として活用する。
- ・本丸東側土塁（Ⅲ地区）及び本丸外周堀跡（Ⅳ地区の一部・Ⅴ地区）の整備にあたっては、本丸西側部分の構造等を参考に土塁及び外周の堀の形状を整備し、本丸外周部全体について土塁と堀の景観を再現する。
- ・土塁等の復元的整備は、市民も参加可能な活用メニュー（築城体験）として行うことを検討する。

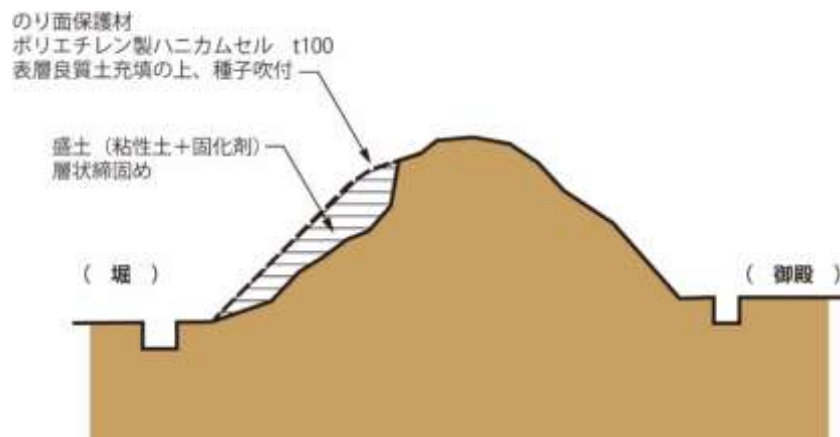


図 6.6 本丸西側土塁修復のイメージ

(2) 堀

- ・本丸及び二の丸の外周部を構成する土塁と堀の景観を表現する。
- ・本丸南側及び西側の外周堀（Ⅳ地区）の整備にあたっては、安全上の観点から外部および土塁からの現状の高低差を緩和し、部分的に埋戻しを行った上で空堀状の表示とする。また、この範囲の農業用水の一部としての機能を維持するため、暗渠等を設置する。

(3) 建物遺構表示

- ・令和2年度までの発掘調査により、「江州永原御茶屋御指図」と現地で検出した遺構とは一定の整合性が認められた。こうした調査結果などをもとに、御殿建物は將軍御殿の空間構成や機能を理解できるよう、「江州永原御茶屋御指図」に記される間取りや各部屋名称の表記に基づき、殿舎遺構の平面表示を行う。殿舎の未調査部分については、今後も部分的に発掘調査を実施し、「江州永原御茶屋御指図」との整合関係を確認することとする。
- ・將軍御殿のスケールを体感可能な等大の平面表示とし、「表向」、「奥向」、「賄所」などの建物機能を色や素材によって表示分けするなど、視覚的に分かりやすい表現とする。



図 6.7 木材+床版による御殿間取り表示
(赤穂城本丸御殿)



図 6.8 木材+床版による御殿間取り表示
(赤穂城本丸御殿)



図 6.9 建物遺構表示事例
(箱館奉行所跡)



図 6.10 柱跡・壁跡+舗装による間取り表示
(箱館奉行所跡)



図 6.11 建物遺構表示事例
(京都御苑 閑院宮邸跡)



図 6.12 木材+芝舗装による間取り表示
(京都御苑 閑院宮邸跡)

(4) 建築物の復元

- ・門及び櫓は永原御殿を象徴するランドマーク性の高い建築物であったと考えられる。そうした当時の外観を正確に理解することを目的に、本丸東側土塁に設けられた櫓門（2か所）について、発掘調査結果に加え史料調査を継続し、それらの復元を目指す。

(5) 解説サイン等による情報提供

- ・本丸殿舎跡（Ⅱ地区）永では、平面的な遺構表示が主体となるため、現在地や間取りの配置等の情報を示した解説サインを設置し、建物遺構の全体像を把握しやすいものとする（図 6.9、図 6.11 参照）。
- ・解説サインに二次元コードによる情報提供を導入することで、多言語表記や長文解説を可能とする。同時に、サイン施設のコンパクト化や情報更新の効率化・省力化を図る。

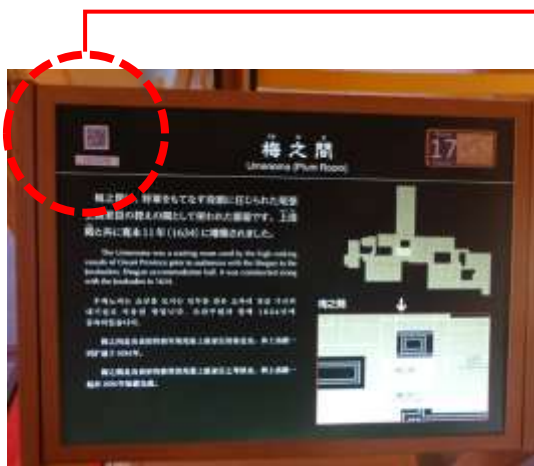


図 6.13 二次元コードによる情報提供の事例
（名古屋城本丸御殿）



図 6.14 二次元コードによる情報提供の事例
（名古屋城本丸御殿）

- ・野洲市歴史民俗博物館に常設展示されている永原御殿復元模型（縮尺 1/100）を使ったウォークスルー動画等を作成し、サインの二次元コードと連動した解説画像やガイダンス施設での紹介映像のコンテンツの一つとして活用する。



図 6.15 永原御殿復元模型：全景
（野洲市歴史民俗博物館）



図 6.16 永原御殿復元模型：東之御門周辺
（野洲市歴史民俗博物館）

(6) AR・VRの活用検討

- ・本丸内の殿舎や附属建物について、建物の状況や発掘調査で検出した遺構などを、スマートフォンやタブレット等の端末を用いて現地で体感できるよう、AR・VR等の映像技術を活かした表示を検討する。



図 6.17 映像による建物表示：現況
(長岡宮跡)



図 6.18 映像による建物表示：AR表示
(長岡宮跡)

※VR：Virtual Reality（仮想現実）の略称で、コンピューター上にCG等で人工的な環境を作り出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できる技術

※AR：Augmented Reality（拡張現実）の略称で、現実の風景にコンピューターで生成した情報を重ね合わせることで、現実世界を拡張しようとする技術

(文化庁：先端技術による文化財活用ハンドブック より)

6-5 修景及び植栽に関する計画

(1) 既存樹・既存竹林等の扱い

- ・遺構の保存や表示・活用等の支障となる既存の竹林・既存木について、伐採・除去を行う。特に、既存竹林については、地下茎が遺構に悪影響を及ぼす可能性が高いこと、建物遺構等の表示を行う上でも支障となることが予想されることなどから、伐採及び伐根を行うことを原則とする。
- ・土塁上の既存竹林・既存木については、土塁の保存上問題がないかどうかを確かめながら、徐々に伐採を進めるものとする。

(2) 新規植栽

- ・本丸内部では殿舎の遺構表示を行うものとし、その外周部については、張芝または地被による植栽（種子吹付など）を行う。また、遺構表示外周部を極力障害物の少ない平坦面とすることで、草刈り等の管理作業の機械施工を可能とし、維持管理の省力化を図る。
- ・中井家指図には植栽が描かれていないことから、本丸内部には原則として樹木の植栽を行わない。ただし、発掘調査で「庭園」の所在が確認された場合には、庭園の植栽について検討を行う。
- ・新たに復元的整備を計画する土塁については、表面浸食の防止や修景の観点から、張芝または地被による植栽（種子吹付など）を行う。
- ・多目的な用途も想定している二の丸では、土塁推定表示範囲において低木等の新規植栽を行う。

6-6 案内・解説施設に関する計画

- 現地を見ただけでは理解しにくい内容を各種手法で解説し、見学者の理解を深めるための情報提供に努める。
- 子どもや外国からの来訪者にもわかりやすい表現、ユニバーサルデザインやユニバーサルフォントにも配慮する。
- 表示内容の更新等が容易かつ十分な耐久性を備えた構造・仕様とする。

(1) 史跡地内

- ・二次元コードやGPSと連動し、スマートフォンやタブレット等の端末に、その場に即した情報（文字や動画など）を提供する仕組みを構築する。
- ・提供するコンテンツとして、AR・VR等の映像技術を用いた表示や、発掘調査時の状況など（今では見られないもの）の3D画像表示等を検討する。
- ・史跡地内への設置を計画する主な案内・解説施設（サイン等）の種類と表示内容・機能を表6.2に示す。

表 6.2 サイン等の種類と機能

| サイン等の種類 | 表示内容 | 設置位置 |
|------------|----------------------------------|--------------|
| 史跡名称及び史跡表示 | 史跡名称の表示、史跡標柱石。 | メインエントランス |
| 永原御殿跡解説サイン | 永原御殿の本質的価値のほか、規模や構造等について解説する。 | 各ゾーンのエントランス等 |
| 史跡地全体マップ | 史跡地の全体像や遺構の分布状況、現在位置などを表示する。 | 各ゾーンのエントランス等 |
| 遺構解説サイン | 遺構（殿舎各部屋）の名称や役割・機能、発掘時の状況等を解説する。 | 当該遺構近辺 |
| 案内・誘導サイン | 遺構や各種施設への案内・誘導。 | 見学動線沿い |
| 注意札 | 火気の使用や立入禁止など、史跡保全に関する禁止事項等の明示。 | 適宜 |



図 6.19 復元イラストを描いたガラスパネルを用いた解説サイン（安満遺跡公園）



図 6.20 パネルを通して往時の風景を見る（安満遺跡公園）

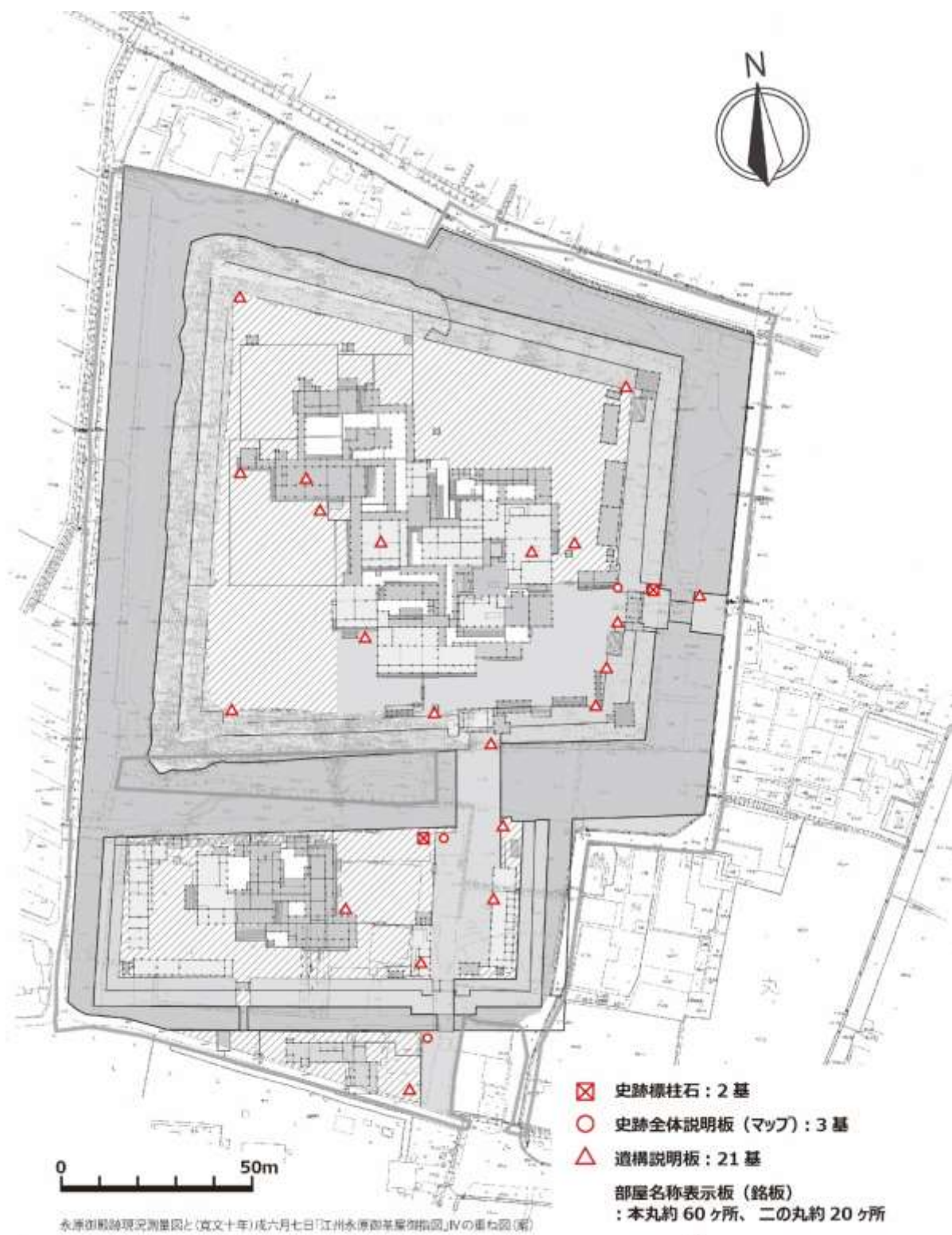


図 6.21 サイン等の配置計画（案）

(2) 史跡地周辺

- ・ 県道2号沿いおよび市道市三宅小南線沿いに、必要な案内・誘導サインの設置を行う。
- ・ 史跡地内外に設置する案内・解説施設について、史跡地周辺の文化財・観光資源等と共通したデザイン（形状・色）やシンボルマークを採用することで、歴史や地域のつながりを表現できるものとする。
- ・ 舗装のカラーリングやシンボルマークなどによって来訪者の誘導を行う。
- ・ 周辺の文化財・観光資源等と共用できる案内・解説アプリの開発を検討する。



図 6.22 舗装のカラーリングによる誘導の事例
(王塚古墳)

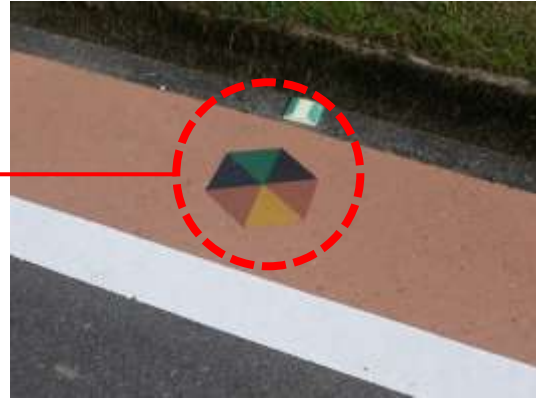


図 6.23 装飾古墳の文様をシンボルマークとして使用
(王塚古墳)

6-7 管理施設及び便益施設に関する計画

○遺構の保存を図るため、必要最小限の施設整備とする

- ・ 本丸内の便益施設はベンチなどの簡易な施設に限定し、本丸・二の丸内部にトイレは設置しない。

6-8 公開・活用のための施設に関する計画

(1) 江部自治会館の活用

- ・史跡地は、北に中北集落、東側の一部から南にかけては江部集落が隣接し、集落内は隘路が巡る。自家用車等史跡地への来訪者を史跡地内の見学者動線に安全かつ効率的に誘導するには、三の丸周辺域に管理・便益施設を設置することが最適である。ただし、三の丸近接域は市街化調整区域であることに加え、農業振興地域で囲まれており、開発行為が厳しく制限されている。
- ・このため、当面は、地元江部自治会のご協力により、三の丸内にある江部自治会館の一部にガイダンス機能を持たせて暫定的に活用する。
- ・具体的な活用方法としては、ロビーにおける紹介・展示コーナーの設置やトイレの利用、研修室による団体対応などを想定している。
- ・実際の活用・運営方法等について、詳細は自治会との協議によって決定する。

(2) ガイダンス施設の整備

- ・三の丸周辺域において、展示・解説や休憩・トイレ等の複合的な機能を持ったガイダンス施設および駐車場の整備を長期（第3期）の目標とする。
- ・ガイダンス施設の概要を表6.3に示す。

表 6.3 ガイダンス施設の概要

| 役割 | 機能 | 活用メニュー（案） |
|--------------------|--|--|
| ○史跡永原御殿跡の本質的価値を伝える | <ul style="list-style-type: none"> ・模型の映像や中井家指図等を用いた永原御殿跡の全体像及び本質的価値の展示・解説。 ・出土遺物の展示。 ・発掘調査研究成果の展示・公開。 ・上洛御殿・関連史跡に関する情報発信。 | <ul style="list-style-type: none"> ・見学者（団体）へのレクチャー。 ・永原御殿をテーマとしたミニ講座の実施。 |
| ○来訪者の快適な活用を支援する | <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者への休養・便益機能の提供。 | <ul style="list-style-type: none"> ・休憩スペース、トイレの利用。 |
| ○地域の活用の拠点とする | <ul style="list-style-type: none"> ・史跡永原御殿跡及び周辺文化財の案内・普及啓発。 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の文化財に関する講座等の実施。 ・体験学習・ワークショップ等の場。 |
| ○地域の魅力を創出・発信する | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺観光情報の提供。 | <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の設置・配布。 ・市民参加（ボランティアガイドの休息や育成）の活動拠点。 ・地域の身近な憩いの場。 ・グッズ等の販売。 |

6-9 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

- 史跡永原御殿跡周辺では、史跡地の南東約 600m に朝鮮人街道が通り、一部に風情のある街並みが残されている。また、国道 8 号に沿った山際には、野洲市歴史民俗博物館（銅鐸博物館）や桜生史跡公園（史跡大岩山古墳群）などの歴史に関わる展示施設が整備されている。
- 周辺の主な観光資源（史跡・名所等）の分布を図 6.24 に示す。史跡地の周辺 1 km 以内には、朝鮮人街道をはじめ、菅原神社、土安神社、妓王寺、妓王屋敷跡、北村季吟句碑などがあるほか、2-3 km 圏には多くの観光スポットが点在しており、これらを有機的かつ効率的に結び付けて紹介するための取組やルート設定などを行う。
- 史跡地外における整備活用については、商工観光課、道路河川課等の関係部局と連携して進めるものとする。

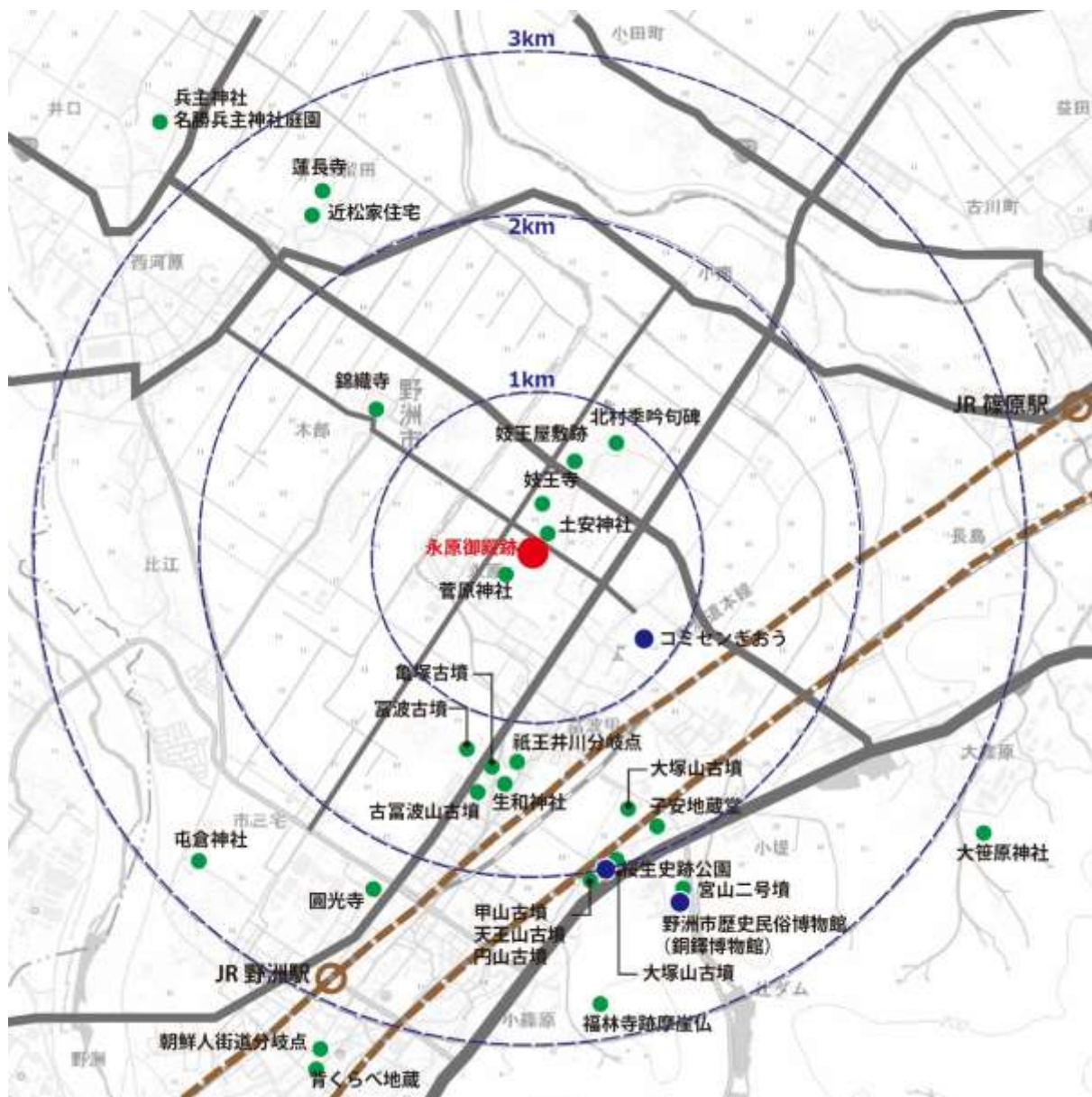


図 6.24 周辺観光資源等の分布（野洲市観光マップ・地理院地図より作成）

(1) 周辺文化財等との連携

- ・朝鮮人街道沿いの町並みや文化財と連携した活用を促進するため、徒歩・自転車等によって周辺観光スポットや博物館施設等を結ぶネットワークルートを設定する。
- ・来訪者に分かりやすいルート設定を行うとともに、案内サインの色・デザインや舗装の色・素材の統一などにより、歴史や地域のつながりを演出する（6-6参照）。
- ・現地での案内においては、多言語化やユニバーサルデザインなどに配慮した説明手法や施設の整備を行う。
- ・野洲市観光物産協会や野洲市ボランティア観光ガイド協会等との連携・協力により、観光機会を創出するとともにPRを展開する。
 - ボランティアガイドのモデルコースへの永原御殿跡の位置づけ
 - ハイキングやサイクリング利用者に向けた観光パンフレット・マップ等への掲載

(2) 既存博物館施設等との連携

- ・野洲市歴史民俗博物館（銅鐸博物館）や桜生史跡公園、コミセンぎおう等の既存施設と連携し、活用メニューの作成や情報発信を行う。

(3) 広域ネットワークの構築

- ・上洛御殿や関連史跡を有する自治体との広域的なネットワークを築き、調査・研究や観光も含めた情報発信を展開する。

6-10 整備事業に必要となる調査に関する計画

(1) 整備のための基礎資料を得るための調査

- ・整備のための発掘調査は、遺構の規模・形状の確認を目的に、必要最小限の調査区を設定するものとし、調査整備委員会の指導のもと、適切な方法をもって実施する。
 - 残存する本丸西側土塁（Ⅰ地区）の保存措置から整備着手する関係から、令和4年度に西側土塁部分の調査に着手する。西側土塁では、櫓台の構造、土塁本来の形状の解明を目的に調査区を設定する。
 - 西側土塁南辺で一部破壊された箇所において、表層の清掃を行う。土塁の断面の観察、構造の解明を目指す。
 - 本丸の内部（Ⅱ地区）においては、中井家指図の内容に基づき、「表向」、「奥向」、「賄所」・庭園の推定範囲の各エリアで調査区を設定し、各遺構の存在・広がりを確認する。
 - 滅失した本丸東側土塁部分（Ⅲ地区）は、土塁の範囲確認を目的に調査区を設定する。「東之御門」については、令和3年度の調査範囲であるが、整備前に建物の復元的整備に必要な補足的な発掘調査を実施する。

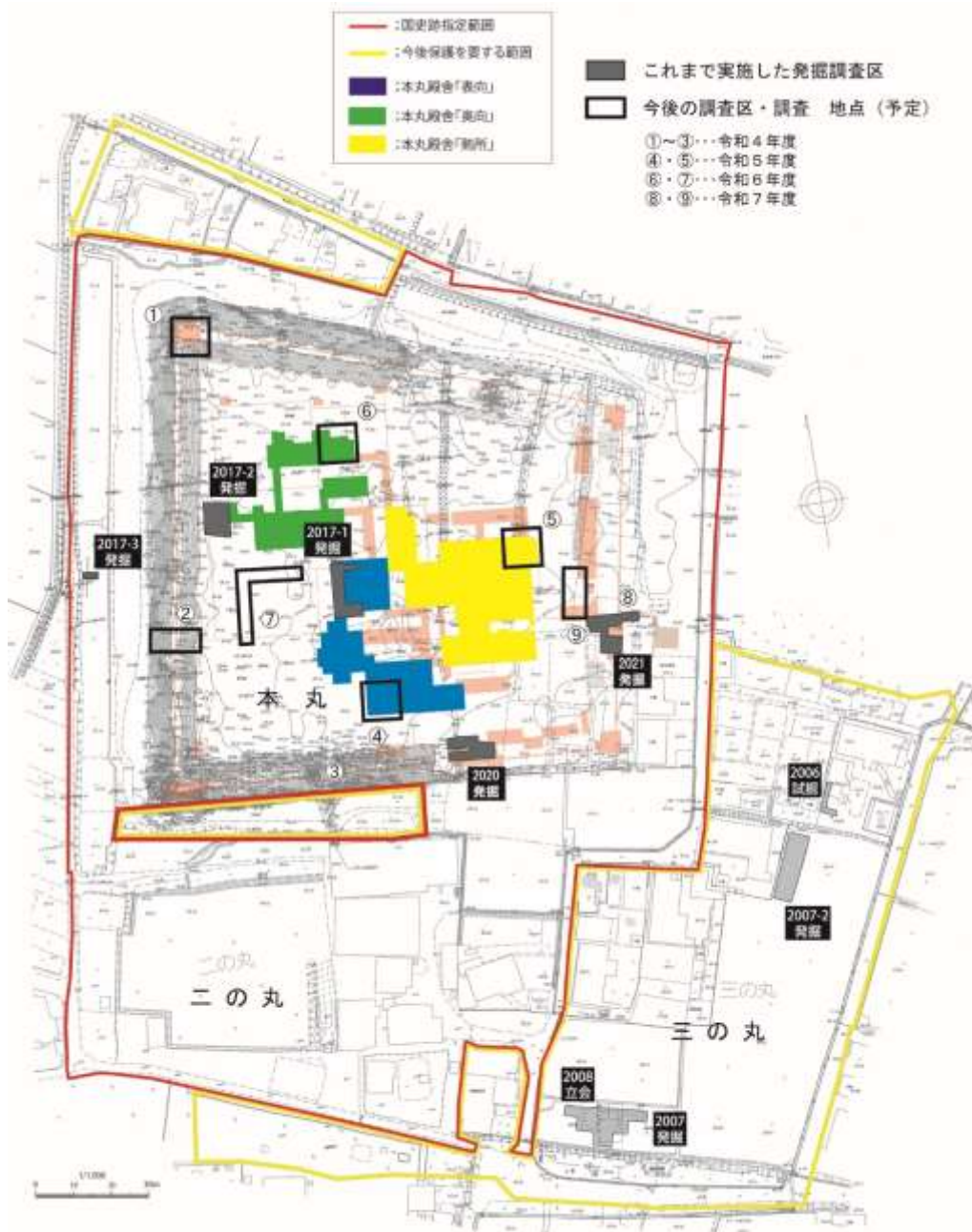


図 6.25 今後の発掘調査予定

(2) 整備のための発掘調査以外の調査

- ・整備のための発掘調査以外の調査として以下のものを想定し、整備事業の進捗等を踏まえ、適切な時期に実施する。
 - 本丸西側の残存土塁の保護措置に関する調査
 - 本丸周囲の堀における環境保全に関する調査
 - 櫓門等の復元的整備予定個所の地盤調査及び復元的整備に向けた史料調査
 - 検出した石垣を露出して整備する個所の構造調査 など

6-11 公開・活用に関する計画

○今後も、祇王学区自治連合会・妓王まちづくり推進協議会、江部自治会等の地域活動団体との連携を図り、活用における協働を継続する。

○中・長期にわたる段階的な整備に対応し、各段階に応じた活用メニューを開発・展開する。

(1) 整備中（短期）の活用

- ・従来の活用・情報発信の活動を継続し、永原御殿跡の魅力を広く伝えるとともに知名度の向上を図る。

(2) 整備後（中・長期）の活用

- ・整備中の活用に加え、現地を活かした活用メニューの検討・実施を進める。

表 6.4 公開・活用のメニュー（案）

| | 短期（整備中） | 中・長期（整備後） |
|-------------------------------|--|--|
| 生涯教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（情報通信技術）を利用した永原御殿跡の魅力の発信。 ・発掘体験教室の開催（継続）。 ・広報用紙芝居の製作と上演（継続）。 ・広報用グッズの製作ワークショップの開催（継続）。 ・整備における市民体験教室「築城体験」の開催（新規）。 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・健康ウォーキングやハイキングの場としての公開・活用。 |
| 学校教育等 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員を対象とする講座の開催等、歴史学習教材としての活用、現地学習会の実施等。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校と連携した見学会や夏休み発掘体験、写生会等での活用。 |
| 観光・交流 | <ul style="list-style-type: none"> ・永原御殿研究会（連続講座）や徳川家関係遺跡見学会の開催、同様の史跡を保存活用する関係団体との交流事業など。 ・史跡の保存活用を通じた地域コミュニティの再構築。 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・観光関係機関と協調した周遊ルートの設定、周辺文化財を組み込んだツアーや史跡散策の開催など。 |
| 活用活動団体・ボランティア活動の活性化、市の協働活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成・支援。 | |
| 広域ネットワーク | <ul style="list-style-type: none"> ・永原御殿跡と関連する史跡・寺社等がある県内各市等と連携し、上洛御殿の調査・研究、保存活用に関する情報交換・情報交流の展開など。 | |

出典：史跡永原御殿跡保存活用計画に加筆

6-12 管理・運営に関する計画

- 管理・運営にあたっては、野洲市教育委員会を中心に、文化庁・滋賀県の指導のもとに、関係部局や地域活動団体（住民）と連携した体制を整え、保存管理・整備・活用等を適切に遂行する。
- 史跡地内（または周辺）で活動の場を確保すること等により、地域活動団体（住民）による活動の継続を支援する。

(1) 整備中の管理・運営

- ・野洲市教育委員会を中心に、関係部局や地域活動団体、学校等と連携した体制づくりを行う。
- ・妓王まちづくり推進協議会や江部自治会との連携を図り、整備中・整備後を通じて日常的な管理体制を構築できるよう、協議を継続する。

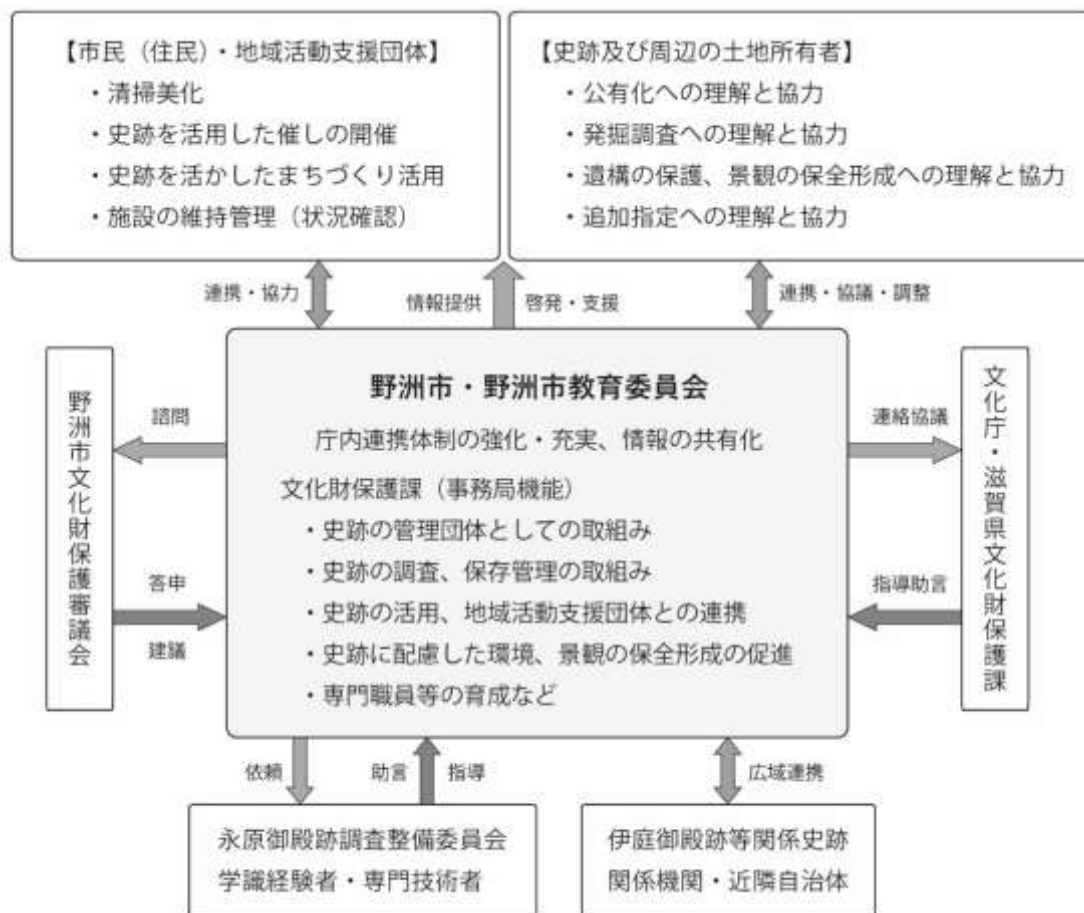


図 6.26 管理運営体制のイメージ

出典：史跡永原御殿跡保存活用計画

(2) 整備後の管理・運営

- ・多岐にわたる保守管理業務について、地域活動団体（住民）との協働による実施が可能な項目を協議・設定し、協力を求める。
- ・管理・運営と役割分担（案）を表 6.5 に示す。

表 6.5 管理・運営と役割分担（案）

| 管理・運営項目 | 内容 | 役割分担（案） |
|--------------|--|---------------------|
| 施設・工作物等の保守管理 | ・施設の修繕など。 | 市が主体となって行う。 |
| 清掃・植栽管理 | ・定期的な除草。 | 市が主体となって行う。 |
| | ・日常的な清掃や除草。 | 地域活動団体（住民）と市が協働で行う。 |
| 巡視・点検 | ・施設の異常・不具合の報告など。 | 地域活動団体（住民）と市が協働で行う。 |
| イベントの開催等 | ・見学会、ガイドツアー、地域の催しなど。 | 地域活動団体（住民）と市が協働で行う。 |
| 日常管理 | <史跡地（本丸）> ・朝の解錠・巡視、夕方の巡視・施錠。 <江部自治会館> ・朝の解錠、日中のロビー・トイレの開放、夕方の施錠、パンフレット等の配架。 | 江部自治会への委託 |

6-13 事業計画

(1) 事業計画

- ・史跡の追加指定や土地公有化の進捗を踏まえ、地区の状況に合わせた段階的な整備を行う。
 - 第1期：本丸（内部）の整備
 - 第2期：本丸外周の堀及び二の丸・二の丸外周の堀の整備
 - 第3期：三の丸及び本丸北辺の堀の整備、ガイダンス施設等の整備
- ・当面の整備対象を第1期とし、第2期以降については、将来的な方向性として本計画に位置付ける。第2期の対象範囲は、追加指定・公有化・発掘調査・遺構の保存措置を当面の取り組み内容とする。

(2) 史跡指定及び公有化

1) 本丸

- ・本丸西側土塁は令和3年度に公有化の完了を予定している。本丸残り部分の公有化は、概ね令和6年度までの完了を目指すものとする。

2) 二の丸

- ・二の丸の未指定地については、令和5年度までの追加指定を目指す。
- ・本丸の公有化完了後、二の丸の公有化に着手し、概ね令和10年度までの完了を目指す。

3) 三の丸及び本丸堀北端部

- ・三の丸と本丸堀北端部は、当面指定の同意取得に取り組み、条件の整った範囲から追加の史跡指定を目指す。公有化については長期を見据えて取り組むものとする。

○事業計画（案）を、表 6.6 に示す。

表 6.6 事業計画（案）

| | 第1期（短期） | | | | | | 第2期（中期） | | | | | 第3期 |
|--------------------------|---------|------|------|------|------|------|---------|------|------|------|------|------------|
| | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2032 以降 |
| | R04 | R05 | R06 | R07 | R08 | R09 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | |
| 調査整備委員会 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ①本丸内部の整備 | | | | | | | | | | | | |
| 史跡整備基本設計 | ● | | | | | | | | | | | |
| 史跡整備実施設計 | | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | |
| 環境整備：竹林整理等 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | |
| 整備工事：西側土塁補修 | | ● | ● | | | | | | | | | |
| 整備工事：本丸保護盛土・雨水排水 | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 整備工事：本丸建物遺構表示 | | | | | | ● | | | | | | |
| 整備工事：東側土塁整備 | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 整備工事：便益施設・サイン・舗装等 | | | | | | ● | | | | | | |
| 計画見直し | | | | | | ● | | | | | | |
| ②本丸外周堀の整備、③二の丸、二の丸外周堀の整備 | | | | | | | | | | | | |
| 史跡整備基本設計 | | | | | | | ● | | | | | |
| 史跡整備実施設計 | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | |
| 環境整備：竹林整理等 | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 整備工事：二の丸保護盛土・雨水排水 | | | | | | | | ● | ● | | | |
| 整備工事：本丸・二の丸外周堀整備 | | | | | | | | | ● | ● | ● | |
| 整備工事：建物遺構表示 | | | | | | | | | | ● | ● | |
| 整備工事：便益施設・サイン・舗装等 | | | | | | | | | | | ● | |
| 整備に伴う確認調査等 | → | | | | | | → | | | | | |
| 史跡内容確認調査 | → | | | | | | | | | | | |
| 調査研究 | → | | | | | | | | | | | |
| 公有化・追加指定 | → | | | | | | | | | | | |
| 活用事業 | → | | | | | | | | | | | |
| 周辺整備 | → | | | | | | | | | | | |
| 維持管理・運営 | → | | | | | | | | | | | |

イメージスケッチ



史跡永原御殿跡 整備基本計画書

発行／滋賀県野洲市教育委員会
編集／滋賀県野洲市教育委員会文化財保護課

〒520-2492 滋賀県野洲市西河原 2400

TEL 077-589-6436

FAX 077-589-5444

発行年月日／令和 4 年（2022）3 月 25 日